

令和7年9月定例会
まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和7年9月16日（火）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和7年9月16日（火） 午前8時58分
閉 会 日 時	令和7年9月16日（火） 午後4時19分
委 員 長	市ノ川 徳宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳宏
副 委 員 長	藤 村 孝 志
委 員	秋 谷 修 茂 利 博 之 中西 耕二郎 古 山 大 輔
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議題

議案番号	議題名	審査結果
第75号	鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例	原案可決
第76号	市道の路線の廃止について	原案可決
第77号	市道の路線の認定について	原案可決
第78号	鴻巣市下水道条例等の一部を改正する条例	原案可決
第79号	令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第83号	令和7年度鴻巣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第84号	令和6年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認定
第87号	令和6年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について	認定
第88号	令和6年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について	認定
第90号	令和6年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	認定
第91号	令和6年度鴻巣市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	認定
第92号	令和6年度鴻巣市農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定について	認定

委員会執行部出席者

(都市建設部)

都市建設部長	五十嵐 剛
都市建設部副部長	山 崎 淳 一
都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長	福 智 秀 一
都市建設部参事兼建築住宅課長	中 島 隆 晶
都市建設部参事兼市街地整備課長	秋 山 信 行
道路課長	林 信 敏
道路課副参事	山 崎 忠 義
(上下水道部)	
上下水道部長	大 堀 勝 彦
上下水道部副部長	伊 藤 正 一
経営業務課長	矢 澤 恭 子
水道課長	山 崎 真 也
下水道課長	田 口 裕 一
水道課副参事	大 綱 岳 志

吹上支所長	戸ヶ崎 徹
川里支所長	山 縣 一 公

書 記 星 圭 也
書 記 大 谷 直 樹

(開議 午前8時58分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

12日の金曜日に引き続きまして質疑に入ります。

(藤村) おはようございます。それでは、議案第84号 令和6年度鴻巣市一般会計決算認定について何点か伺います。前任者と事業的にはダブることがあるのですけれども、内容的には違う質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、歳入26ページ、建築住宅課についてですが、住宅使用料、駐車場使用料、敷地使用料、電柱敷地使用料について伺います。当初予算5,966万7,000円に対して決算調定額は5,796万7,554円と、約170万円の不足が生じていることは前任者の質問で理解できました。退去者が多く、入居者が減っていることと、7名の滞納者がいるということでございます。その中で歳入不足が住宅の……すみません。もとい。前任者の質問で理解できましたが、今後の入居者数については執行部としてはどのようにお考えなのか、まずは伺います。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) おはようございます。それでは、お答えいたします。

今後の入居者数ということでございますけれども、入居については、空き住戸が出た段階でそこに希望される方がいらっしゃった場合は入居していただくということになっておりまして、現在空き住戸への入居については、今回の議会のほうで補正予算でさせていただいた金額でリフォームをして入居していただくことになっております。その方が入りますと、今空いている住戸に入居を希望されている方はいませんので、取りあえずその方は入居していただければというところになりますけれども、今後についても、空き住戸に入居希望があったら、随時リフォームのほうを行いながら入居手続をさせていただくという形になります。

以上です。

(藤村) 今回歳入不足があったのですけれども、その歳入不足が理由で住宅の今後の修繕ですか管理に影響を及ぼすことがあるのか、その辺ちょっと伺います。

（都市建設部参事兼建築住宅課長）お答えいたします。

細節の住宅使用料につきましては、その住宅使用料の一部と駐車場使用料、それと敷地使用料については市営住宅維持管理事業の財源として充当しておりますけれども、現状では維持修繕や管理に要する歳出に対して住宅使用料の歳入が上回っている状況になっていることから、事業については支障ないという状況になってございます。なお、財源の多少にかかわらず、市営住宅の事業主体である市には修繕の義務がございますことから、必要とされる施設修繕や点検などについては影響が及ばないような形で運営していく必要があると考えております、このため今後も財源となる歳入の管理についてもしっかりと行ってまいりたいと考えております。

以上です。

（藤村）続きまして、ページが28ページ、建築住宅課、道路課のほうになるのですけれども、建築確認等申請手数料、屋外広告物等許可申請手数料について伺います。

当初予算ですと190万円に対して決算調定額は283万850円と、93万円增收となっておるのですけれども、この增收の主な要因について、まず伺います。

（都市建設部参事兼建築住宅課長）初めの建築住宅課の分についてお答えさせていただきます。

建築確認申請等手数料及び建築住宅課分の屋外広告物等許可申請手数料、これにつきましては、長期優良住宅認定等や建築計画概要書等の交付、また屋外広告物等の許可の申請手数料となり、予算額は過去3年の実績の平均額を基に算定しております。令和6年度につきましては、確認申請等は過去と比べて申請件数が増加していることから增收となったもので、また屋外広告物につきましては、広告板やサインポールなど広告面積に応じて手数料を徴収する申請において、面積が大きい申請が比較的多くて手数料単価が押し上がったということから增收になったもので、合わせて69万9,500円の増額となっております。

（道路課長）增收分93万円の道路課分のご説明をさせていただきます。

道路課のほうの屋外広告物等許可申請手数料につきましては、主に電柱広告となります。道路課分につきましては、令和6年度の歳入は当初未計上でした。これにつきましては、許可期間が最長3年間であるため、該当する企業につきましては3年ごとの歳入を見込んでおりましたが、申請者の都合により1年間でということの申請がありましたので、予定していなかった1件分、23万1,350円の手数料の歳入があったものになります。

以上です。

(藤村) 増収となっているということはいいことなのですけれども、今後も同様のこの収入というものが見込まれてくるのか、それとも今回一時的なものなのかというところをちょっと伺います。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 初めに、建築確認等申請手数料につきましては、長期優良住宅認定等や建築計画概要書の交付の申請手数料になります。このうちの多くは住宅の新築計画の際に申請されることから、収入の見込みにつきましては民間住宅の新築計画による部分が多いと考えております。当面は同様の収入が見込めるものと考えております。

また、建築住宅課分の屋外広告物等許可申請手数料につきましては、申請の多くが許可期限が3年ごとに更新されるため、今後もおおむね3年の周期で同じような収入が見込まれると考えております。

以上です。

(道路課長) 道路課につきましては、今回1年間というイレギュラーな申請だったので、歳入がありましたけれども、今後につきましては、3年間の期間で申請を行うということですので、歳入につきましても3年後ということになります。

以上です。

(藤村) 続きまして、56ページ、市街地整備課の都市開発資金貸付金元金収入について伺います。

前任者の質問ではエルミ鴻巣がその事業者であるということが分かったのですけれども、では一体この貸付金残高が今幾らぐらいにあるのか、公開可能な範囲で結構でございますので、ご説明願えたらと思います。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）それでは、お答えいたします。

都市開発資金貸付金元金収入は、A地区市街地再開発事業の保留床取得時に保留床取得法人、株式会社エルミ鴻巣へ貸付けを行いました。都市開発資金の償還金で、2つの償還となっております。

1点目として、平成19年度に法人等保留床取得資金貸付金償還金として1億8,000万円を償還回数30回として貸し付け、平成25年3月より償還を開始しました。償還額は、1回当たり600万円、年2回払い、年当たり1,200万円となります。令和6年度末の残高は3,000万円となっております。

2点目として、平成23年度に法人等保留床取得資金貸付金償還金として5億円を償還回数40回として貸し付け、平成24年9月より償還を開始しました。償還額は、1回当たり1,250万円、年2回払い、年当たり2,500万円となります。令和6年度末の残高は1億7,500万円となっております。2つを合計しますと、令和6年度末の残高としましては2億500万円となります。

以上です。

（藤村）この貸付金については、全ての法人に対して貸付けされるものではないのかと思うのですけれども、一定の何か基準とか、取組とかされている団体などに貸し付けるのかなと思うのですけれども、どういった団体に貸付けが可能なのか伺います。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）今回の融資の制度といたしましては、国の融資制度であります市街地再開発事業等資金融資制度を利用しております。この中で、市街地再開発事業に必要な費用としまして保留床管理法人などに対し支援を行い、資金調達の円滑化による市街地再開発事業の推進を目的としております。地方公共団体が保留床管理法人に対し無利子で貸し付ける制度となっており、この資金の一部を地方公共団体に対して国が融資するといったような貸付制度となっておりますので、まずはこの保留床の取得法人などに対して貸付けを行う制度となります。

以上です。

（藤村）続きまして、歳出のほうに行きます。

ページが220ページ、都市計画課の緑化推進事業についてなのですけれども、これも前任者も質問されていましたが、6年度の委託料で153万6,000円となっておるのですが、その委託費153万6,000円に対して費用対効果はどのように執行部としては評価しているのか伺いたいと思います。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）では、お答えいたします。

事業の費用対効果ですが、交付金を活用しまして毎年公園に樹木の植栽を進めるほか、新たに住宅を新築、購入された方に苗木を配布するなど、市内の緑化が図られると考えております。

以上です。

（藤村）続きまして、248ページの経営業務課、農業集落排水事業会計助成事業について伺います。

決算額では9,500万円ということで、市の負担が6,201万6,000円で、補助金が3,298万4,000円で、市の負担金が全体の65%、補助金が35%ということなのですけれども、その市負担金の額と補助金の額の算定根拠をまず伺います。

（経営業務課長）それでは、ご質問についてお答えをいたします。

まず、負担金につきましては、国、総務省の定める繰り出し基準というものがございまして、そこに基準が定められております。そちらに基づきまして、負担金につきましては算定をしてございます。

補助金につきましては、当初予算の編成時に財政課と調整をして決定をしております。具体的には、維持管理に要する費用、実際どれだけかかるかというところの費用から、使用料収入であったり、それ以外の一般会計の負担金、そういういったものを差し引いて、ちょっと足りない部分、収支不足になる部分を算定をしてしまって、それを予算の査定、調整という形で予算の査定が行われまして、最終的にその内容をもって最終的な収支が、農業集落排水事業の収支が大丈夫であるかというところを確認しまして、最終的に決定をしております。

以上でございます。

(藤村) 続きまして。260ページ、道路課の道路台帳整備事業なのですがれども、前任者ですと、その台帳を整備、更新したところでは川里地域ですとか吹上地域、鴻巣地域をされたということなのですけれども、今後、この整備した道路台帳は道路補修計画ですとか占用許可業務にどのように活用されて市民サービスの向上につながっていくのか、まず伺います。

(道路課長) 道路台帳は、道路法28条により、道路管理者は、その管理する道路の台帳を調製し、これを保管しなければならないとされております。道路台帳の閲覧を求められた場合におきましては、これを拒むことができないものとなりますので、道路情報に変更があった場合につきましては新しい情報に修正を行っております。道路台帳は、道路占用や宅地の開発など様々な計画で必要となるもので、例えば道路占用を計画するときには路線名、道路幅員、道路延長などの道路情報が必要となり、道路占用図を作成するときなどにも活用されるものとなります。また、市民からの要望や相談等に対して道路台帳でいち早く状況を確認することで迅速な対応が図れるものと考えております。

以上です。

(藤村) 続きまして、262ページ、建築住宅課、住宅等耐震改修促進事業について伺います。

この住宅耐震改修促進事業のうち、ブロック塀等撤去建築補助金が決算で38万円というのは、実際に活用された件数が金額からいってごく少ないのかなという可能性が高く、この補助金は本来地震時の倒壊による被害防止を目的にしており、利用が少ないと周知不足ですか制度設計上の課題があるのではないかと考えておるのですけれども、6年度では4件ほどが補助対象と前任者の質問で分かりましたが、その4件の方がかかった費用合計というのがもし分かったら伺いたいのですけれども。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) ちょっと暫時休憩をお願いしてよろしいでしょうか。すみません。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 15 分)



(開議 午前 9 時 16 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 申し訳ございません。今ちょっと手持ちの資料がございませんので、後ほど調べてお答えさせていただきます。

(藤村) 分かりました。

では、次の質問に移ります。このブロック塀の撤去補助金なのですがれども、大体この費用全体にかかった額がどのくらいで、役所の補助額がそれが十分であるのか、例えば他市の制度と比較してどうであるのか、その辺ちょっと伺いたいのですけれども。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 他市の制度と比較して補助額や対象範囲が十分であるかというご質問でございますけれども、まず他市の制度の状況につきましては、近隣市の補助上限額と令和6年度の補助件数の実績につきましては、本市が1戸当たり上限額10万円に対して申請が4件、それに対して上尾市が上限額1戸当たり20万円で、6年度の実績2件、桶川市につきましては1戸当たり10万円で、6年度の実績8件、北本市につきましては1戸当たり15万円が上限で、6年度の実績が1件という状況になっております。あと、対象範囲につきましては、県内の多くの市が道路に面したブロック塀で現行の建築基準法の構造基準を満たしておらず、傾きやひび割れ等がある危険ブロック塀を補助対象としており、補助額や補助対象範囲、また実績等を比較しても本市の補助要件とは大きく異なるところはなく、本市の補助制度については妥当であると考えております。

以上です。

(藤村) 一番懸念というか、されているところが、例えば小学校とか中学校の、中学生の通学路ですとか、災害のときの避難路沿いの危険ブロックを重点的に進めることができることかなというふうに思うのですけれども、その辺のそういう人たちがこの事業を利用するためには、いろいろ

ろと周知も必要でしょうし、使いやすいような補助金制度にしなくてはいけないのかなと思うのですけれども、その辺の制度改善の方針とかが今後あるのでしょうか。その辺ちょっと伺います。

（都市建設部参事兼建築住宅課長）市のほうでは、リストアップしている危険なブロック塀が95件ございまして、このうち既に撤去済みを確認したものやブロック塀でないものを除いたものに対して、令和4年度から市の職員が目視で再調査を行い、個別に直接危険性について指導してきたということでございます。その結果、解体されたものなどもありまして、令和6年度末時点で危険性があると判断したブロック塀は60件となってございますけれども、このほかにも情報提供等で把握したものについては個別に指導を行っております。

制度改善の方針につきましてですが、こちらにつきましては、これまでの対策などを踏まえまして、現状の対策については他市と比べても過小なものではないというふうな認識でおりますので、今後につきましても現在の補助制度の案内と除却を促す等の対応を取っていくことが必要であると認識しております。なお、個人の所有する財産でもありますので、所有者の方は高齢者の方が多くて経済的な理由があるということもお伺いしているところがございますので、直ちに法的な措置というのを行うことは難しいと考えておりますので、当面は行政指導というような形で個別に保安点検、撤去、修繕等の是正を促す訪問指導を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

（藤村）続きまして、270ページの道路課で橋梁維持事業についてなのですけれども、この事業は市内に多数ある橋梁の点検ですとか、修繕、補修、長寿命化対策などに充てられる事業であると認識しており、決算額は4,004万6,600円とかなり高額にはなっているのですけれども、前任者の質問の回答ですと、場所が吹上富士見のさかい橋をやられたということなのですけれども、では実際この4,000万円をかけて吹上富士見のさかい橋をしたということの、これは多分点検なり修繕だと思うのですけれども、実際具体的にどのような修繕、修理されたのか伺います。

（道路課長）お答えします。

橋の修繕につきましては、さかい橋になりますけれども、内容につきましては断面修復やひび割れの補修、それと橋梁の表面保護などになります。また、点検を70橋行っていますので、そちらのほうの費用もその決算額の中に入っています。

以上になります。

（藤村）点検70か所ですか。主立ったところではどこの橋をしたか分かれますか。

（道路課長）点検につきましては、主に鎌塚4丁目の新佐賀橋、それと鴻巣地内の郷地橋などになります。

以上です。

（藤村）橋なんかも今後老朽化していくのかなと思って、その老朽化の増加に伴って修繕や架替えの財政負担なんかも今後どんどん増えていくのかなと思うのですけれども、財政負担は今後どのように見込んでいるのか伺います。

（道路課長）今後、老朽化の橋梁の増加に伴い、修繕や架替えなどの財政負担につきましては、まずは老朽化した橋梁を計画的に補修し、安全、安心した通行ができるように管理を行っていきたいと考えております。引き続き社会資本整備総合交付金などを活用して財政負担を抑えていきたいと考えております。

以上です。

（藤村）続きまして、270ページの道路課、水路改修事業についてなのですけれども、この事業は道路課が所管する側溝や排水路などの維持、改修に充てられる事業であると認識しております。決算額は1,385万7,800円となっていますが、この事業で具体的にどの地区、何か所の水路改修を実施したのか伺います。

（道路課長）令和6年度につきましては、4か所行っています。場所につきましては、吹上富士見4丁目、糠田、上谷、加美1丁目になります。

以上です。

(藤村) その改修によって、例えば冠水防止や通学路の安全確保など、どのような効果が得られたのか伺います。

(道路課長) 吹上富士見につきましては、水路敷のコンクリート打設であり、毎年草が繁茂することから、地域の要望に応えてコンクリートの打設を行いました。糠田につきましては、もともと蓋がない水路に蓋をかける内容となっております。上谷につきましては、素掘りの水路にコンクリート製の側溝敷設を行いました。加美1丁目につきましては、大雨後の道路の水たまりを解消するために排水構造物の設置を行いました。加美1丁目につきましては、通学路であることから、子どもたちの安全に寄与しているものと思われます。また、蓋かけや水路の整備につきましても転落防止などの安全対策に寄与していると考えております。以上です。

(藤村) 市民や自治会からも要望件数なんかもあったのかなとは思うのですけれども、今年度どの程度その要望に応えられたのか、また未対応の要望はどのくらい残っているのか伺います。

(道路課長) 水路の要望につきましては、令和7年7月末現在で30件残っております。令和6年度につきましては、要望についての改修は3件行っておりますが、延長もあることなので、単年で完了するといったことの内容ではないため、1件の要望を完了するのに数年を要する案件がほとんどになります。今後につきましても、限られた財源の中で効果的に改修が行えるように計画を立てて改修していきたいと考えております。

以上です。

(藤村) その工事の優先順位というのがあるのでしょうか。もしもあるのでしたら伺いたいのですけれども。

(道路課長) 優先順位につきましては、毎年10月頃に行われます鴻巣市生活道路等整備箇所評価検討委員会に諮り、住宅などが面しているか、通学路であるか、水路の老朽化具合などを評価し、順位を決めております。また、順位が上位であっても、現地の状況によっては前後する場合もございます。これらの状況を鑑み、順次整備していきたいと考えてお

ります。

以上です。

(藤村) 水路改修事業、最後の質問なのですが、今後、気候変動による豪雨対策といいますか、大雨対策の観点から、その水路改修事業を今後どのように強化ですかと拡充していく予定があるのか伺います。

(道路課長) このような水路改修事業において、近年の気候変動を要因とした大雨またはゲリラ豪雨に対する全体的な改善は難しいと考えておりますが、地域の冠水対策や排水の障害に伴う改善などについては、該当する現地の調査など行いながら、限られた財源の中で行なっていきたいと考えております。

以上です。

(藤村) 続きまして、274ページ、街路事業費の委託金について伺います。該当部署が都市計画課と道路課になります。

都市計画課では、施設等維持管理事業、サイクリングロード維持管理事業、滝馬室地区地区施設道路整備事業、道路課では、荒川左岸通線整備事業、三谷橋大間線（3期工事）整備事業、駅南通線整備事業の委託費についてですが、決算においては予算現額が6,393万3,000円に対して支出済額が3,790万1,120円、繰越明許費が1,220万、不用額が1,383万1,808円となっていますが、繰越明許費1,200万円は令和7年度の委託費としてまた使われるということでよろしいのか、また6年度に委託できなかった理由について伺います。

(道路課長) 繰越明許費1,220万円の対象事業は、三谷橋大間線の3期工事整備事業の委託料のうち分筆登記作成業務委託料が120万円、駅南通線整備事業の委託料のうち測量委託料が1,100万円となります。三谷橋大間線の委託料につきましては、買収予定地の分筆登記作成業務委託です。分筆登記作成業務委託は、用地買収した対象地の分筆登記を行うための委託料になります。

繰越しの利用につきましてですが、年度内に用地買収及び物件移転が完了できず、分筆登記の未執行が想定されるため、繰越しの手続を行い、令和7年度に執行予定となっております。駅南通線整備事業の委託料に

つきましては、年度当初の国の補助金の内示率が低く、事業の実施ができない状況でしたが、追加の補助金の決定により事業を行えるための補助金の確保が可能となったということから発注に伴う事務手続をしていましたところですが、時期が年度末ということもあり、繰越手続を行ったものになります。なお、測量委託につきましては現在実施しているところになります。

以上です。

(藤村) あと、不用額なのですけれども、不用額が1,383万1,808円とちょっと高額なのですけれども、これは何が要因なのか伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) では、お答えいたします。

大きな不用額が発生したものは、駅施設等維持管理事業の鴻巣駅自由通路点検業務委託料でございます。この業務は、東日本旅客鉄道株式会社高崎支社とJR鴻巣駅自由通路の点検業務を協定を締結して実施したものになります。不用額が発生した大きな要因といたしますと、当初予算計上時に東日本旅客鉄道株式会社高崎支社から見積りを取り、予算計上させていただきましたが、点検完了後の支払い額が予算額よりも大きく下回ったためとなります。

以上です。

(道路課副参事) お答えします。

道路課分としての大きなものについては、駅南通線の設計委託料、道路詳細設計業務委託料の請負残額となります。

以上です。

(藤村) 続きまして、282ページ、市街地整備課、駅東口整備事業費庶務事業についてなのですけれども、訴訟事務委託料について伺います。委託料が722万1,660円なのですけれども、前任者からの質問でお答えはもう終了しているということで、結局決着済みということなのですけれども、差し支えなければその決着の内容について伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えをさせていただきます。

今回の裁判の結果ですけれども、その前の中西委員のほうにお答えしたような形なのですけれども、今回の裁判の経緯としましては、最高裁までのままで裁決を行ったと。その中で、裁判の争点となっている部分につきまして、まず鴻巣市の都市計画変更が無効であるといったようなことと、埼玉県のほうが駅東通再開発事業の組合設立の認可を取り消す、そしてさらに鴻巣市及び埼玉県に対して連帶して訴訟のお金を支払うという内容が主な趣旨でした。それに対しまして、裁判結果としましては、前回もお話しさせていただきましたように、この上告をまず棄却すると。さらに、この本件を上告審として受理しないといったような内容、さらに上告費用及び申立て費用は上告人兼申立て者の負担とするということの決着がつきましたので、こういったことから一連の裁判が終了したものではないかと考えております。

以上です。

(藤村) その裁判が平成28年からということですね。28年から約10年間係争していたのですけれども、その間にその訴訟対応による事業全体の影響ですとか、例えばスケジュールの遅れですとか、追加控訴の発生などがあったのか伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えをさせていただきます。

まず、訴訟によるスケジュールの遅れについてですけれども、こちらにつきましては、訴訟による事業全体の影響についてですけれども、まず店舗住宅棟が令和元年に完成しました。さらに、街区公園につきましては令和2年に完成したということからも、地域全体の居住空間や利便性が向上し、にぎわいのある市街地が形成されたことから、スケジュールの遅れによる影響は少ないと考えております。

また、コスト面につきましては、ソフト面においてなのですけれども、訴訟期間中の若干の事務的な経費、こういったものが考えられます。

以上です。

(藤村) 続きまして、284ページ、下水道課の都市下水路費の都市下水路維持管理事業について伺います。

予算現額が480万円で、支出済額が392万3,230円、不用額が87万6,770円です。都市下水路維持管理事業において予算の約18%が不用額となっておりますが、その理由について、まず伺います。

(下水道課長) お答えします。

赤見台調整池除草業務委託の落札額が当初予定した予定価格よりも安価だったことから発生した不用額でございます。

以上です。

(藤村) 不用額が発生したことにより、本来実施予定だった清掃や補修が後ろ倒しになったりすとか、市民生活に影響するような未実施箇所があったのか伺います。

(下水道課長) お答えします。

計画していた事業全て実施しております。市民生活に影響するような未施工箇所はございません。

以上です。

(藤村) 続きまして、286ページ、下水道課、一般下水道維持管理事業について伺います。

補償、補填及び賠償金についてですが、予算現額63万2,000円、決算額3万1,803円、不用額が60万197円です。この補償、補填及び賠償金という科目は、下水道工事や維持管理の際に発生する地権者への補償、工事に伴う損害の補填、事故対応の賠償などのために計上される性質のものであると認識しておりますが、補償、補填及び賠償金について、予算の95%が不用額となりましたが、これはどのような理由によるものなのか伺います。

(下水道課長) お答えします。

予算現額の63万2,000円のうち決算額の3万1,803円は、令和6年6月定例会で専決処分の報告をさせていただき、補正予算をご承認いただいた一般下水道を起因とする自動車事故の賠償金でございます。そのほか、14節工事費の一般下水道布設替え工事、繰越明許で行ったものですが、現場において工事の支障となる電柱の移設を東京電力に依頼する予定でしたが、移設場所を確保できなかったことから、施工方法を変更して工

事を実施したことから、電柱移設に係る移転補償費60万円が不用となつたものです。

以上です。

(藤村) 例えばそういうものの苦情ですか、そういうものが6年度に市民からどの程度あったのか伺います。特になければ。

(下水道課長) 補償等につながるような苦情等、要望等は特にございません。

以上です。

(藤村) 続きまして、288ページ、建築住宅課、市営住宅施設維持管理事業です。需用費の予算現額2,369万円、不用額3万8,822円で、計画的に行われていることが確認できます。そして、市営住宅施設維持管理事業の施設修繕料では2,320万6,167円の決算額となっていますが、この2,320万6,167円という修繕費の内訳はどのようにになっているのか、特に大口の工事で結構でございますので、まず伺います。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) すみません。答弁の前に1点、先ほどの藤村副委員長のご質問で保留にさせていただいていた件についてを答弁したいのですが、よろしいでしょうか。

(委員長) はい。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) ページでいいますと262ページ、住宅等耐震改修促進事業のご質問で、補助があった際の申請者さんの工事費の負担額というか、実際の工事費がどのくらいかかっているのかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては、令和4年から令和6年の3年間と、あと令和7年度につきましてはまだ途中なので、令和7年の7月末現在ですけれども、合計で13件の申請がございまして、こちらの総工事費の平均額が30万6,698円と。最高額につきましては66万円ということになっております。

では、続きまして288ページの市営住宅施設維持管理事業のほうのご答弁をさせていただきたいと思います。こちらの修繕費の内訳ということでございますが、令和6年度の需用費の施設修繕料の内訳につきましては、入退去に伴う各住戸のリフォームやクリーニング、こちらが13件。それ

と、住戸内の建具、換気扇、給排水管等の修繕、こちらが40件。それと、共用部の照明や給排水管等の修繕が16件。このほかに人形町団地において換気口からコウモリの侵入を防ぐ修繕のほうを行って、合計70件ということで修繕を行っております。特に大きな工事としましては、人形町団地におけるコウモリ対策の修繕、こちらが約600万円となりますけれども、各住戸のトイレやお風呂の換気をするための建物屋外に設置された換気フードのスリット部から排気管内にコウモリが侵入し、排せつ物が室内に落下するという被害が発生したことから、対策として排気フードを網目型のものに交換しました。併せて、必要となる外壁の修繕や排気管内の清掃、消毒などを行っております。

以上です。

(藤村) 修繕費の支出によって、例えば施設の延命ですか、施設の維持コストの削減効果というのは今後見込まれるのでしょうか。伺います。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 現在の需用費の施設修繕料で行っている修繕につきましては、主に不具合に対しての必要となる修繕を行っているもので、施設の延命とか維持コストの削減効果につきましては、現在鴻巣市公営住宅等長寿命化計画において長寿命化を図るための計画的な修繕、改善については定めておりますので、こちらにおいて更新コストの縮減等を目指しております。

以上です。

(藤村)同じく288ページの建築住宅課で空家等適正管理事業についてなのですが、空家解体工事補助金が令和6年の決算額では114万5,000円となっておりますが、これを件数にすると、前任者のご質問で答えが4件ということなのですけれども、例えばこの申請をしながら、条件に合わないということで断念したケースがあったのか、まずは伺います。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) お答えいたします。

令和6年度につきましては、補助対象空き家に該当した6名の方のうち2名の方が補助申請をされませんでした。事前調査により補助対象空き家の対象となり、交付申請に至っていない方につきましては、本申請を

していただくように促しは行っておるのですが、それぞれの事情で、事情をお伺いしたところ、様々な理由で申請のほうはされないという判断をされているということでございました。ただし、こちらの補助対象空き家に該当した方につきましては、次年度以降においても補助申請は受け付けておりますので、それぞれの事情が解決した時点で申請していただければと考えております。

以上です。

(藤村) この空家等適正管理事業についての解体工事費の制度なのですが、解体工事費の3分の1で、上限が30万円補助があるということなのですけれども、実際この解体工事費に対してその補助額が十分であるのか、市民負担が重過ぎて利用が進まないという懸念はあるのか伺います。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) お答えいたします。

補助率や上限額につきましては、制度の制定時に解体費の相場であるとか、先行自治体の事情などを伺った上で、空家等対策協議会で検討を経て定めておりますので、妥当な金額であるとは考えております。

また、市民負担の点につきましては、老朽空き家であっても自己所有の財産でありますので、また対象となる空き家につきましては管理不全により市の指導対象となるようなものも含まれている側面がございますので、公平性の観点で相応の費用負担をお願いしたいとは考えております。そのような状況でございますけれども、活用件数が今少ないということが課題ということは捉えておりますので、ただ補助実績につきましては、令和4年度が2件、60万円、令和5年度が1件、19万3,000円、令和6年度4件で114万5,000円と、僅かでありますけれども、増加傾向にございますので、引き続き周知のほうを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はございませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はございませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第84号 令和6年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時47分)



(開議 午前10時04分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第87号 令和6年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求める。質疑はございませんか。

(中西) それでは、議案第87号について質問させていただきます。

まず、452ページの歳入の繰越金なのですけれども、この繰入金の3億5,000万円というのは一般会計の北新宿第二土地区画整理事業特別会計繰出金からの繰入金ということでよろしいかどうかお伺いします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) そのとおりでございます。

以上です。

(中西)この繰入金が3億5,000万円入ってくる理由というのは何があるのか、その辺をちょっとお伺いします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。

区画整理の事業の実施に当たりましては、財源がどうしても必要となります。そんな中で、国庫補助金、いわゆる国の国庫補助金の農地収入、さらに保留地売却収入、そして事業債への収入、さらに市の一般財源からの繰入金などが区画整理事業としての収入の一部となっております。この一般財源につきましては、事務所を、区画整理事業を行っていく上でやはりどうしても人件費、さらにそういった事務的な経費も必要となります。そういうものも含めまして一般会計からの充当を見込んでいるところでございます。

以上です。

(中西)では、次に行きまして、保留地売却収入なのですけれども、こちらがマイナス1,769万593円ということで、この減の理由というの何をお伺いします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 保留地売却につきましては、令和6年度の売却が当初予算では3区画を予定しておりました。それが令和6年度の実績としましては2区画、その差額分として減となっております。

以上です。

(中西)保留地がその辺が順調に売れていれば、それはいいのですけれども、売行きというのは違うのかどうかって、その辺をお伺いします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) お答えいたします。

北新宿第二土地区画整理事業全体としまして155画地の保留地を公売する計画となっております。令和6年度は、先ほど申しました2画地の販売を行い、処分済みの保留地としましては89画地となっております。面積ベースでの処分率は約75%となっております。現在販売中の保留地としましては、前年度から残つておる2画地が現在残っているような状況となっております。

以上です。

(中西) そうすると、予定どおりというか、保留地の売行き的には予定しているとおりと考えてもよろしいのか伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) お答えいたします。

保留地につきましては、区画整理事業の財源確保のため計画的に売却を、販売を進めておりますが、どうしても現在の市場のニーズや周辺環境などによってなかなかすぐに買手がつかない区画もございます。こういったことから、今後も販売の方法の工夫などに努めながら、保留地が売却できるように努めていきたいと考えております。

以上です。

(中西) 場所的にはすごくいいのかなというふうに思うのですけれども、私はちょっとそう思うのですけれども、それはそうとして次の質問に移らさせていただいて、歳出のほうなのですけれども、454ページで事業費の不用額6,145万6,142円の理由についてお伺いします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) お答えいたします。

事業費の不用額につきましては、委託料及び工事請負費、さらに補償、補填及び賠償金などの科目に不用額が生じたこととなっております。それと、すみません、負担金、補助及び交付金。この4つの科目において不用額が生じたこととなっております。

各科目ごとの内容としましては、まず委託料におきましては、除草業務委託及び物件調査や測量業務において予定数量の減少や入札執行による請負残が発生したことが理由となっております。

工事費につきましては、請負残が発生したこと、また令和5年度からの繰越明許であります区画道路築造工事において契約変更を見込んでおりましたが、実際には変更増が少なかったことが執行残となっております。続きまして、負担金、補助及び交付金につきましては、水道工事負担金において事業地内の工事施工箇所に工事ができない箇所がありまして、その結果、事業地内の水道工事を執行することができず、不用額が発生しております。

補償、補填及び賠償金につきましては、令和5年度からの繰越明許であ

りますＮＴＴの地下ケーブルの移設補償において、処分料などが減ったことによって実際に予算を下回ったことが理由となっております。

以上のものを含めまして今回不用額が発生したことになります。

以上です。

(中西) 今水道工事がちょっとできなかつたというお話を伺いしたのですけれども、この辺は今後どうなっていくのかというところをお伺いします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) お答えいたします。

水道工事の施工箇所につきましては、事業地内の工事の施工箇所において権利者との協議が、交渉ができていない箇所がございまして、その交渉がちょっと時間を要していることから、今回事業地内のその箇所については執行を取りやめたといったような状況となっております。交渉が可能となった時点で工事を施工していきたいと考えております。

以上です。

(中西) では、次に移りまして、同じく454ページの歳入歳出差引き残額の2億8,369万2,306円で、説明だと歳入歳出の残りというところで、令和7年度へ繰越しというところなのですけれども、この繰越し、ちょっとと思うのが、一般会計から3億5,000万円が入ってきて、2億8,000万余るのであれば、そんなに一般会計から入らなくてもいいのではないかとちょっと思つたりもするのですけれども、その辺はどうなのですか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) こちらについてお答えいたします。まず、やはり事業を進めていく上でどうしても事業費というものは各細節において必要となってきております。その中で、工事などにつきましては、突発的な内容変更などによる事業費などの負担額も見込んで事業を執行しているのですが、どうしてもそういうものがないところにおいてこのような不用額が発生したこと。こういった不用額が発生することに対して翌年度への繰越額が発生してしまいますので、全てをその事業ごとに減額をすることはなかなか区画整理事業としては難しいところもございますので、やはり最終年度までの事業の執行状況を見ながら各事業を行つていった結果がこのような不用額などによって繰越額が多

く発生してきたといったような内容となっております。

以上です。

(中西) それでは最後に、この区画整理の完了予定というのはいつになつてているかというところと、令和6年度は計画どおり行われたかというところをお伺いします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) まず、完了予定につきましてですけれども、令和15年度末の完了を目指し、現在進めているところです。こちらの計画どおりかという質問ですけれども、現在、資材の価格の高騰や労務費の上昇などにより移転補償費や工事費の増加など、厳しい状況が続いておりますが、昨年度は事業の進捗を図るため社会資本整備総合交付金を活用できるめどが立ったことから、追加の補正予算を計上し、12月議会の承認を受け、道路築造工事3件を実施することができました。今後も計画的かつ着実に進めていくために、財源であります社会資本整備総合交付金や保留地売却収入などを活用し、令和5年度末(P, 28「令和15年度」に発言訂正)の事業完了を目指し、計画的に事業進捗できるよう取り組んでまいります。

以上です。

(古山) それでは、465ページの街路樹害虫駆除消毒業務委託料、これ11万計上されているのですけれども、こちらどこの部分の街路樹だったのか伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えさせていただきます。

街路樹害虫駆除消毒業務委託、こちらにつきましては、南北幹線に植栽されておりますモミジバフウという樹木があるのですが、こちらの37本分の消毒費用1回分となっております。

以上です。

(秋谷) 長年まちづくりでやっているのですけれども、北新宿第二土地区画整理事業の過去の経緯というものを改めて一通りご説明していただけたら大変うれしいのですけれども、お願ひできますでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、事業概要としてご説明

させていただければと思います。

まず、事業地区につきましては、JR高崎線吹上駅の西方約1.1キロメーター及び行田市行田駅の東方約0.3キロメーターに位置しております。JR行田駅に近いため、住宅開発が進行する傾向にあり、このまま放置してしまいますと無秩序な市街化が形成されることが予想されるため、公共施設の整備、改善を図り、良好な居住環境を有する宅地の基盤整備と既存宅地の整備、改善を行うことを目的としまして、平成7年度にまず事業が開始されております。現在で約30年を迎えるといった事業となっております。事業面積につきましては、約62ヘクタールとなっております。令和6年度末現在の事業進捗率としましては、総事業費進捗率が78.8%、仮換地指定率が99.8%、使用収益開始率が58.1%となっております。現在、令和7年9月1日現在の人口としましては2,249人となっております。事業計画期間としましては、平成7年度から令和15年度末までの事業計画となっております。

以上が概要ということになります。

(秋谷)もともとは合併前の吹上町から引き継いだものなのだけれども、吹上町時代はもっと、施行面積というのかな、敷面積は大きかったですよね。その辺りの経緯というのはご説明をお願いできですか。もともとはJRの裏側って言ったら変な言い方だけれども、西側のほうまで面積があったとか、踏切の部分の改修、統合もやったとか、いろいろ過去に経緯があったと思うのだけれども、そこら辺というのは分かる範囲でお答えというか、教えていただけますか、改めて。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。過去の経緯というものがちょっとなかなか、現在手元に資料がなくてお答えすることができないのですが、この計画が都市計画決定されているのが、平成7年の2月24日にこのような62ヘクタールということで決定されております。今までの経緯というのがなかなかちょっとすぐにお答えできないのですが、現在62.1ヘクタール、この計画の下、進めております。現在その中でも事業進捗率が78.8%ということで、もうちょっとで事業が完了するところまで来ております。引き続きこの事業を早期の

事業完了ができるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

(秋谷) 改めてその概要のところを聞くのだけれども、例えば都市計画を変更していくに当たって、総事業費なるものが111億9,000万円からというのと、計画が延長されるごとにこの金額とかも変わるのかな。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) こちらの事業計画の総事業費につきましても、事業計画を変更を行うごとに、そのときからのまた先の事業計画を見越した形で金額も算出し直しておりますので、その都度事業費というのと変わっております。直近ですと令和4年度に変えておるところです。

(秋谷) そうすると、減歩率はさすがに変わらないけれども、さっき進捗率のところで事業費ベースの執行率という話があったけれども、例えば事業費は全部、もう78ということは、ほぼ5分の4突っ込まれている計算になるわけだよね、単純に言ったら。事業費自体は。残りの20%弱というものが令和の15年度までに投下できる見通しというのと立っているのかな。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) こちらにつきましては、ちょっと数字でお示ししたいと思うのですけれども、総事業費進捗率で説明させていただきますと、令和5年度末、こちらの進捗率は76.4%、今回の令和6年度末時点では78.8%ということで2.4%の伸び率となっております。今年度から、令和7年度から令和15年度まで9年間あるのですけれども、こちらを、100%から現在の78.8%を引きますと、残り21.2%となります。これを9年間で割りますと、1年平均で約2.3%を進めていければ数字上は100%になっていくというようなこととなります。昨年度も、令和6年度も2.4%の伸び率、令和7年度、こちら見込みですけれども、現在83%を想定しておりますので、約4.2%の伸び率を見込んでおります。このようなことから、毎年2.3%の進捗率を進めていければ100%事業完了を目指していけるのではないかと考えております。

以上です。

(秋谷) 次は計画人口をお伺いしますけれども、計画人口5,000人に対し

て、先ほどの説明だと2,200ちょいの人間の張りつき具合ということなのだけれども、総事業費との関係でいくと全然目標人口に到達しないのだけれども、この計画人口自体はいつのときの計画人口なのかな。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) こちらの計画人口は、計画当初の人口を見込んでおります。確かに秋谷委員おっしゃるとおり、事業費進捗ベースでいきますと計画人口にちょっと足りていない部分はあるのですが、現在の使用収益率というのがございまして、使用収益率がまだ55%ぐらいのものですので、なかなかまだ使用収益開始されないと住宅が建築されないとすることもございますので、そういった意味でのちょっと使用収益率を伸ばしていかないと住宅がついていかないのかなというのも考えるところでございます。

以上です。

(秋谷) そうすると、その使用収益率を令和15年度までに、さっきの事業費の見通しで限りなく100%に近づけられるという理解でいいのかしら。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) こちらにつきましては、やはり今JRの南側が整備が進んでいないといった状況もございますので、今この事業地の南側を拡大していくことで事業を進めておりますので、この南側がどんどん進んでいけばまた道路整備、インフラ整備なども行えますので、そういった意味でまた使用収益率が増えていくのかなと。今南側の面整備を進めるための準備的なものを進めているということでご理解といいますか、そのような状況となっております。

(秋谷) 令和15年度完了させるまでの現時点で分かっている課題というものは何だろう。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) お答えいたします。

事業を進めていく上では、やはり権利者のご理解がないことには事業を進めていけないと想いますので、やはり権利者に対して丁寧な説明とご理解をいただきながら道路築造工事並びに物件移転補償などを進めていきたいと考えております。

以上です。

(秋谷) そうすると、権利者との交渉でまだご理解をいただけていない地権者の方が区画整理地内にはそれ相応にいらっしゃるという理解でいいのかしら。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) これから物件移転補償なども進めていますので、やはりそれには予算づけがないと交渉もできないところもございます。そういう意味でまだ交渉が済んでいないのが何件いるかというのまでちょっとお示しできないのですが、今後予算づけをして、それに対して交渉を行いながら、丁寧な交渉を進めながら、事業進捗に向けて進めていきたいと考えております。

(秋谷) では、ちょっと歳出で何点か伺いますけれども、463ページで区画整理の審議会委員報酬のところですけれども、6年度に開かれた審議会の内容はどういった内容だったのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) お答えいたします。

6年度につきましては、1回審議会のほうを開催しております。これにつきましては、報告事項的なものだったのですが、まず土地の形状を変更した部分に対する内容説明、さらに令和6年度の事業の内容、昨年度の実績の内容、こういったものを、工事を含め、審議会の委員の皆様に説明した次第となっております。

以上です。

(秋谷) 審議会の委員さんからの何かしら市に対する区画整理の要望というのは上がっているものなのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) こちらにつきましては、この土地区画整理事業がもう既に30年もたっているような状況となっておりますので、どうしても審議委員、地権者の皆様からは早期の完了、やっぱりこれは強く願われているところです。特に南側に住んでいる方の審議委員さんもいらっしゃいますので、そういう方に対しましては、一向に自分の目の前が進んでいないというのが、強くそういったご意見もございますので、今そういったことも含めましてJR高崎線南側事業拡大に向けて進めていくというようなことをお話しさせていただきました。

以上です。

(秋谷) そうすると、さっきこの審議委員の話になる前に課題のところをお伺いしましたけれども、そういう審議委員さんの意見を聞くと、地権者への交渉というのもむしろ早く来てもらいたいというような委員さんの意見のように捉えられるのだけれども、その交渉というものが、予算づけとの関係もあるのだけれども、進捗スピード的にはもっと速めるということはできるものなのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) こちらにつきましては、やはり財源であります社会資本整備総合交付金、こちらを財源確保に努めながら、この財源がないことにはどうしても先に地権者様との交渉というのができないものとして、そこら辺で予算づけを確保しながら、さらにそのためにはインフラ整備、こちらを進めていかない場合には、家が、その建物がどいても生活できない状況にありますので、そういった工事の進捗も一緒に確認しながらやはり進めていきたいと考えております。

以上です。

(秋谷) なかなか進んでくれないのだよな。あと、ごめんなさい、私の認識がちょっと、時代が錯綜してしまっているので、間違っていたら間違っているって言ってもらいたいのですけれども、踏切の統合の工事がありましたよね。もう統合の工事自体は終了したのですよね。それで、いろんな交通上の問題というのは解消したと理解してよろしいのでしょうか。踏切が狭くて通り抜けができなかった状態が、ある意味統合によって幅も広くなって抜けやすくなっているのではないかと思うのですけれども、そういった課題というのは解決されたのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 新しい踏切につきましては、令和5年の11月に開通はしております。現在、その前の昔の踏切といいますか、旧踏切につきましては閉鎖を行って通れないような状況となっております。これに対して交通の関係で、やはり踏切が新しく新設され、交通の利用が変わることから、こちらにつきましては令和4年度、こちらについて、周辺の道路交通が大きく変化することから、警察との交通協議を行っております。そういった中で、令和5年度から区画線工事を実施したりとか、交差点部においては赤色の薄層カラー舗装を行うなど、

注意喚起などを進めております。ただ、やはりどうしても交通が、そういうのが変わることによって、今年度も事業地内においてやはり交通事故なども発生しております。そうしたことから改めてまた今年度交通協議を行い、必要となる安全対策につきまして協議をしているような状況です。

以上です。

(秋谷) 今年度新たに協議しているというのは、具体的にどんな内容なのでしょう。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) こちらにつきまして、JR高崎線の北側部分の道路になり、行田駅のほうへ向かう道路になるのですが、こちらの交差点部でやはり事故などが起こっていることから、現在そういった区画線でセンターラインが引いていなかったりとか、そういったようなところもございますので、そこら辺の区画線処理について、あとそれに対する安全表記とかにつきまして、現在警察と協議を進めているところです。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

(何事か声あり)

(都市建設部参事兼市街地整備課長) すみません。発言の訂正をお願いしたいのですが、中西委員のところで、事業完了年度を、こちら「令和15年度末」と言うところを「令和5年度末」と発言してしまいました。正しくは「令和15年度末」ですので、訂正しておわび申し上げます。

以上です。

(委員長) ただいまの発言の訂正はご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任を願います。

質疑なしと認めます。

よって、質疑を……

(何事か声あり)

(委員長) 失礼しました。

(古山) すみません。先ほどの秋谷委員の回答で、先ほど南側っておっしゃっているのですけれども、南側というのは線路の向こう側って理解してよろしいでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) すみません、説明のほうが足らなくて。JR高崎線の線路の南側部分となります。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はございませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はございませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でお願いいたします。

議案第87号 令和6年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第88号 令和6年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求める。質疑はございませんか。

(中西) それでは、議案第88号について質問させていただきます。

468ページの保留地売り掛け収入のところなのですけれども、予算に比べて2,887万4,421円の増なのですけれども、これ保留地が順調に売れたという解釈でよろしいのかというところで、令和7年8月に発行されている広田中央ニュースというのを見ると、保留地についてはもう令和7年5月に全てが完売しましたということが書かれているのですけれども、それはそういうことなのかなと思うのですが、それでよろしいのかお伺いします。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）お答えいたします。

令和6年度につきましては、保留地が4区画のままで販売を行うことができました。残りが2区画となっておりましたが、今年度におきまして、先ほど委員がおっしゃったように5月に販売が完了しまして、計画地内の保留地は全て完売となりました。

以上です。

（中西）そうすると、その保留地、ちょっと北新宿のほうはまだ売れていない部分があるというところなのですけれども、広田のほうは完売しているというところで、その要因というところはどのように分析されているかというところなのですけれども、広田中央のほうは駅から遠いという反面、土地が安いという理由もあるのかなって、イオンも近かったりとか、そういうところもあるので、そういう要因があるのかなってちょっと私は思うのですけれども、その辺の要因分析というのはどのようにされているかお伺いします。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）お答えいたします。

やはりそのときの市場のニーズなどもあるかと思うのですけれども、こちらの広田の区画整理事業につきましては、1区画で大きく販売していたところを分けて販売したりとか、そういう販売の工夫なども行ったこともあるかと思うのですけれども、そういう中で今回完売することができました。

以上です。

（中西）分かりました。

そうしますと、次に行きまして、470ページの事業費の不用額が1,252万

6,370円あるのですけれども、こちらの理由についてお伺いします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。

事業費における不用額ですけれども、主に委託料と工事請負費において入札等による請負残によるものとなっております。

以上です。

(中西) では、次に行きまして、歳入歳出差引額の5,402万221円なのですけれども、こちら繰越金というところなのだと思うのですけれども、この広田区画整理のほうの完了予定が令和7年度末ということで、最終的にこれ令和7年度以降って繰り越されないと思うのですけれども、この余ったお金ってどういうふうになるのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えさせていただきます。

まず、完了年度につきましてですけれども、現在の事業計画では令和7年度末を期限としておりますが、現在進めております事業計画変更業務の中で、現在期間の延伸について県と協議を行っているところです。期間の延伸につきましては、換地処分の時期から清算金の分割徴収を含めた5年間を見込むよう県から指示を受けております。このようなことから、まず換地処分につきましては来年度、令和8年度の秋頃を予定し、事業完了年度としましては清算金の分割徴収を含めた令和13年度末を予定しています。

以上です。

(中西) 事業が伸びるというところで、考え方としては、実際の換地だとか市民生活に関わる部分というのは令和8年度になりますよということと、あとそのほかのお金、清算金とかそういう問題が令和13年度にまで延長されますという、こういう考え方でよろしいですか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 委員さんの言うような形でありますけれども、まず換地処分時に清算金額を確定して、清算金を全て皆さんのが一括で支払うことができるのであれば単年度で済むのですが、どうしてもやはり分割徴収を行う人というのが今まで出てきておりますので、そうした部分の5年間を見込んで令和13年度末といったような形と

なっております。

以上です。

(中西) それでは、ちょっと話は戻ってしまうのですけれども、令和13年度に終わるにしても、歳入歳出差引き残額が残った場合って、その扱いってどういう形になるのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) このまま翌年度へ事業を継続して行っていくような形となると考えております。

以上です。

(中西) そういう意味ではなくて、事業が終わりましたという中で残額が残ったときの、その残額はどこに行くのかという話なのですけれども。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) こちらにつきましては……ちょっとすみません。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時55分)



(開議 午前10時56分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。一般論的なものとしまして、今回のこの事業が市施行でもありますので、市のほうの財源のほうへ帰属するような形となるように考えられます。以上です。

(古山) ごめんなさい、この確認でもよろしいでしょうか。計画人口1,500人の予定していると思うのですけれども、現状販売は全て終わったということで、計画人口1,500人に近づいたのか、それともどうなのか、その辺を伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。

現在、人口につきましては、令和7年9月1日現在で1,344名となっております。先ほど古山委員がおっしゃった計画人口が1,500人ということで、ちょっと計画人口には足りていないような状況が現在の状況となつております。やはりこちらも計画当初につくりました計画人口でありま

すので、どうしても現在こういったように各家庭におきましては核家族化といいますか、そういったような形も取られてきているのが多いものですから、やはりこのように若干人口が計画に満たしていないのかなというのが考えられます。

以上です。

(古山) それでは、その人口の中で割合なのですけれども、若い方が多いのか、もしくは高齢な方が引っ越してきたのが多いのか伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) お答えします。

割合を数字でちょっとお示しすることができないのですが、やはり購入者、新規販売などを購入される方とかにつきましては若い方がいらっしゃいますので、基本的には若い方が多くなってきているのかなとは感じております。

以上です。

(秋谷) すみませんけれども、さっきと同じで、まちづくり長いのですけれども、もう過去のことをみんな忘れてしまうので、大枠で結構ですので、これは川里との合併によって鴻巣が引き継いだ事業なので、できる限り過去の経緯等含めてご説明を改めていただけますでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、事業概要という形で、北新宿と同じような形でご説明をさせていただければと思います。

まず、事業地区につきましては、首都圏の50キロ圏内にあり、埼玉県の県北地域のJR高崎線の鴻巣駅より約6キロメーター、北鴻巣駅より約4キロメーターに位置しております。近年の農地の宅地化が進む反面、公共施設整備が立ち後れておりましたので、このような無秩序な市街化が形成されることが予想され、そこで計画的な宅地開発を進めるため、良好な居住環境を有する宅地の基盤整備を行うことを目的としまして、平成9年度に事業が開始されました。事業面積としましては約25ヘクタールとなっております。令和6年度末現在の事業進捗率ですけれども、総事業費進捗率が96.3%、仮換地指定率が100%、使用収益開始率が96.4%となっております。現在は、先ほど申しました令和8年度の換地処分を目指し事業を進めているところとなっております。

以上となります。

(秋谷) 毎回毎回、予算とか決算で繰り返し、繰り返し聞いてしまって申し訳ないのだけれども、6年度は4画地の販売でしたけれども、総販売画地数と6年度末、7年度は2画地売れて終わったようだから、6年度末に販売が終わった画地、改めて教えてもらえますか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えさせていただきます。

保留地につきましては、全体で83画地となっております。6年度末としましては、販売済保留地が81画地となっております。

以上です。

(秋谷) そうしましたら、歳出のほうでちょっとお伺いをさせてもらいますけれども、まず476、477ページの土地区画整備の審議会の審議の内容、6年度はどういったことを審議されたのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えさせていただきます。

審議会につきましては、先ほどの北新宿と似たような内容となっておりますが、まず土地の区画の形状、さらに令和6年度の工事進捗内容、また昨年度の工事進捗内容などは主なものとなっておりまして、それに合わせまして令和6年度は町名変更を行いましたので、町名変更の内容といいますか、広田中央1丁目、2丁目に変わるといった内容を報告させていただきました。

以上です。

(秋谷) ちょうどそれも歳出で聞こうと思っていたの。478、479ページの町界町名変更図書作成等業務委託が繰越しであるのだけれども、改めて、どういった作業をやって、どういった形になって、例えば以前は広田何番地何々だったのかな。何番地の2とか1とか、そういう表示だったのが、今度広田中央1丁目の何番地になるのだっけ。住居表示ではないよね。何番地になっているかな。そういうところまで詳しくちょっと教えてもらいたいのですけれども。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えさせていただきます。

ます。

まず、町名変更につきましては、令和5年の8月に新町名募集のアンケートを実施しました。応募された町名候補の中から2回目のアンケートを行いました。令和6年2月1日の区画整理の審議会において報告しております。これにつきましては、主要地方道鴻巣羽生線を町界とし、広田中央1丁目、こちらが西側になります。広田中央2丁目が東側とする新町名を令和6年9月議会にて承認をいただいたといった内容となります。こちらの住居表示というのではなくて、街区と画地があるのですが、広田中央1丁目につきましては、広田中央1丁目何街区何画地が今度何番何号みたいな形でなってくるような、住居表示ではなくて、そのまま地番というような形で進めていきたいと。今そこら辺につきましても法務局と地番の振り方などは協議をしているようなところでございます。

以上です。

(秋谷) 不動産の関係というか、区画とかの関係というのが、専門家ではないので、よく分からぬのだけれども、以前にこういう区画整理を行って、例えばその区画整理地内の土地を購入しますと、仮換地指定とか、換地指定とか、それで最終的に面積の確定だとか、そういった作業があるのかな、その作業の過程の中で当初買った面積よりも実質的な数字が増えることはなくて、むしろ小さくなつて、結構購入した方からいろいろと何でなのだというようなお話が出るというのを聞いたことが昔あるのですけれども、その仮換地であるとか換地処分の手続というのを改めて教えてもらいたいのですけれども。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 区画整理事業としましては、まず従前の土地というのがあるかと思うのですけれども、この従前の土地を皆様から減歩という形で土地を譲り受けるというような形をまず区画整理事業としては取ります。この減歩をする割合が平均的にはどこも30%ぐらいなのですが、そういった部分の土地を提供していただいて道路や公園や調整池といったような公共施設を造って整備するのがまず区画整理事業となります。そして、秋谷委員おっしゃる仮換地というのは、従前の土地から新しく換地する土地へ移動するわけですけれども、この移

動する場所を仮換地として指定して事業を進めていくわけなのですけれども、この仮換地を最終的な換地という、本換地といいますか、換地するのが来年実施を予定しております換地処分。この換地処分のときに換地という形で皆様が新しくそちらに換地されると。それで、今度法務局などへ登記を行っていくというのが一連の流れですので、どうしても先ほど秋谷委員おっしゃるとおりに土地が減ってしまうと。ただ、区画整理によってその土地の価格が上がりますので、そういったところでは区画整理事業というのは非常に効果的なのかなと思っております。

以上です。

(秋谷) さっき町界町名変更のお話ししましたけれども、そういった手続をしていく中で、例えば住まわれている方の住所の表示というのかな、どういうふうに扱われるものなのでしょう。正式に例えば広田中央2丁目の何番何号ってなるのかな、そこにたどり着くまでに、はっきり住所というのはつくものなのですか、今仮に住まわれている人には。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) お答えさせていただきます。

仮換地処分が行われる前までは、換地処分になってから初めて仮換地になった新しい広田中央何丁目っていくのですけれども、それまでは従前の土地の地番がそのまま使われるというようなことになりますので、換地処分、ここを境に新住所に変わっていくというようなイメージでいただければと思うのですけれども。

(秋谷) 川里支所長さんにちょっと伺ってもいいでしょうか。市民課はこちらなのですけれども、支所のほうにそういう住所についての例えば問合せとかって来るものなのですか。

(川里支所長(副部長級)) お答えします。

前回も同じご質問があったかと思うのですけれども、今のところそういう問合せはありません。

以上です。

(秋谷) あと、この広田中央で、毎回毎回、ごめんなさいね、聞いてしまって。1件だけ県道との関係でなかなかご納得いただけない、この区画整理 자체になかなか判断を押してもらえない方が相続の対象になっ

て、その問題って解消したのでしたっけ。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) こちらにつきましては、承認を得ることができまして、既に区画道路の工事も完了しているような状況ですでの、こちらについては完了しております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

反対討論はございませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第88号 令和6年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時13分)



(開議 午前11時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第90号 令和6年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時54分)

◇

(開議 午後零時59分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(水道課長) すみません。午前中の説明の中でちょっと訂正を1つお願いしたいのですけれども、22ページの収益の水道事業収益の営業外収益、この中の雑収益のところを先ほど「雑収入」と言ってしまったのと、あと「不用品売却収益」と言うところを「売却収入」と言ってしまったので、おわびして訂正をよろしくお願いします。

(委員長) ただいまの発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

(茂利) それでは、質問させていただきます。

実際に世の中全体的に水道管というのが老朽しているということで話があるのですけれども、実際本市としては古い水道管を何年ぐらいの計画で直していくかと思っているのか伺います。

(水道課長) ご質問にお答えいたします。

現在、老朽管と言われる法定耐用年数、こちら40年を超過しているものが、全体で約592キロに対して、40年を超過しているのが約97キロぐらい現状ございます。割合としては約16.4%になるのですけれども、一応順次老朽管に関しては布設替えを行っていくのですけれども、現在今大体1年で4キロから5キロぐらいを更新しているような状況でございます。少ない財源の中でやっていく中で、極力早めに替えていきたいのですけれども、やはり集中して今度替えてしまうと、また次の世代のときに同じように老朽管が増えてしまうというところで、今現在としては平準化を図りながら、様子を見ながら交換のほうを行っているような状況でございます。

以上です。

(茂利) その直す順序としましては、一応優先順位というか、そういうのは決まっているのかどうか伺います。

(水道課長) 一応布設年度の古いものからというのもございますが、ただ古いからといって使えないかというと、そうではないので、その辺は様子を見ながら、地盤の状況ですとか、環境の条件によっては40年過ぎても60年過ぎても全然健全なものもございますので、そういういたものを見極めながら、あと基幹管路と言われる重要な施設、重要な配水管に関してはなるべく早めに替えるように、そういういた避難所とかそういうところにつながっている部分に関しては順次替えていくような優先順位をつけてやってございます。

以上です。

(中西) 議案第90号について質問させていただきます。

ちょっと前任者の質問で管路の関係があったのですけれども、それにちょっと引き続いて、やっぱりその管路の維持というところは全国的な問題になっていると思うのですけれども、国とか県から何か通知が来たりとか、連携したりとか、そういう広域的な部分というのはあるのでしょうか。

(水道課副参事) 中西委員のご質問にお答えいたします。

国や県との連携はということで、本市は先ほど言った管路の更新等に国庫補助金をできる限り活用するという方針で進めております。その活用するに当たって、国庫補助金をいただく手続等ございますので、そういう手続の中から情報収集して、新しいメニューとかそういうものを引き出しながら可能な限り財源を確保するということで努めております。

以上でございます。

(中西) では、次に行きまして、決算の中の18ページ、1億8,000万の資本金のほうに組み入れるということなのですけれども、この辺は何か組み入れるのはなぜかというか、この組み入れるルールというか、そういういたものがあるのでしょうか。

(経営業務課長) 中西委員の質問にお答えをいたします。

まず、こちらの組入れに関しまして、こちらにつきましてはこういったものの処分については条例で定めるか、もしくは議会の議決を経てこういった処分を行うというところが決まっております。私どものほうのルールでございますけれども、こちら今回1億8,000万円資本金へ組み入れるという内容のものにつきましては、今年度、実際減債積立金と建設改良積立金を、減債積立金につきましては1億3,000万円、建設改良積立金につきましては5,000万円を使用してございます。そちらの金額合計で1億8,000万円を資本金へ組み入れるというような内容にしてございます。以上でございます。

(中西) 分かりました。

それでは、次に行きまして、32ページの企業債明細書なのですけれども、そのルール的なものがちょっと分からなかったのですけれども、結構昔、平成8年度ぐらいに借りたものだと未償還残高がありまして、その利率が3.15%とか2.8%というところなのですけれども、こういったものって何か今借換えとかってできないのか。今借りる利息ってもっと低く借りれると思うのです。そういうことはちょっとルール上できないものなのかなどうなのか、その辺の考えをちょっとお伺いできればと思うのですけれども。

(経営業務課長) 委員のご質問にお答えをいたします。

今こちら企業債明細書の32、33ページのところで、上から3つ目、4つ目のところぐらいですか、3.15%のものなどがあるというところのお話で、借換えなどができるのかというところのお話ですが、こちら実際借換えをする際には保証金として実際は残っている利子の相当額、保証金というものを支払いながら借換えをする、結果として、今は利息も平準化されて、30年とかで分割をして返しているものなのですが、残りの利息を全て保証金という形で一度全て全額返済をしてから借換えをするというところもございまして、その辺りはなかなか一時的に費用が増加してしまう面もございまして、その辺りは現状は考えてございません。ただ、過去に国の施策でこういった臨時的な特例措置として保証金を免除して繰上償還や借換えを行っていいという制度が過去にあったのです

が、そのときは当市もそういった制度は活用させていただいておりますので、今後も同様の制度等があればぜひ活用させていただいて、そういったところで利息の軽減等は図ってまいりたいと考えております。以上です。

(秋谷) 業務概況のところでちょっと伺いますけれども、行政区域内戸数も給水戸数も増えている。区域内人口と給水人口が減っている。ただ、年間の総配水量は増加しているのです。これら辺の関係はどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

(水道課副参事) 秋谷委員のご質問にお答えいたします。

昨年度、委員のおっしゃるとおり世帯数は増えていると、人口は微減で減っているということで、配水量も当然、1人当たりの使用量は大きく変わるものではないので、若干減るのが通常なのかなと思われるところなのですけれども、昨年度は、統計とか集計したところ、1つは消防用水、火事の回数がちょっと多かったもので、その使った用水と、あとは配水池、浄水場内に池があるのですけれども、水をためる池があるのですけれども、そちらの清掃を例年より少し多く実施したということで、包括業務委託の中で5年間で一通りやることということになっているのですけれども、委託業者の計画の中で若干前年度より池の清掃のやった実施量が多かったということで、配水量が若干増えているというふうに分析しております。

以上でございます。

(秋谷) 県水の利用が、年間の総配水量が増えて、県水は減って、地下水は増える。この年間の例えば総配水量が増えたら、同じように県水と地下水が増えそうなイメージなのですけれども、このずれというか、あれはどういうことなのでしょうか。

(水道課副参事) 再度お答えいたします。

県水の受水量については、人口減少に伴う水需要の減少が若干見込まれるということで、1%程度毎年削減するような形で一応検討はしております。その結果がその数値に表れているかなと考えているのですけれども、ただ配水量については、使用状況とか、先ほどの状況で当然増えた

り減ったりする場合もございますので、その辺については予備を要する地下水を増量して対応するというか、対応できるということで、そういうような形で最近配水量との割合、内訳の割合はそういうふうな形で考えております。

以上でございます。

(秋谷) 後々で聞きますけれども、自己水よりも県水のほうが安いではないですか。県水は61.78だったかな。それで、地下水というか、自己水源を使うと百三十八、九円だったかな、今。それは後で聞くことなのだけれども、その水の使い方でいったら、仮に人口が減っても県水をたくさん使ったほうが水自体の単価というのはトータルで落ちますよね。自己水をたくさん使えばそれだけ効率が、値段の高い水をいっぱい使うことになってしまって、料金自体は、市のですよ、施設の効率を上げるために自己水を使ったほうが収益率というか、効率というのかな、市の施設の、それはもちろん高くなつて、効率性はもしかしていいのかもしれないけれども、水道料金とかその我々市民側の負担から考えると県水をいっぱい使ってもらったほうが単純によさそうに見えるのだけれども、そういうことはないのかね。施設維持費は施設維持費だから、同じぐらいかかるのだけれども。

(ちょっと休憩をの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時13分)



(開議 午後1時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(水道課副参事) すみません。では、秋谷委員のご質問にお答えさせていただきます。

県水と自己水の費用比較については、現状の施設、過去にお金をかけて造った施設を今現在まだ使っていますので、現在は県水のほうが若干割高なのではないかというふうに考えております。その中で自己水を増やして今現在は供給していくというほうが企業的にはいいのかなと考えて

おります。

以上でございます。

(秋谷) 決算書の4ページのところで、経常収支比率は100を上回っています。ただ、料金回収率が88.10というのは、物価高対策のおかげで2か月免除がある、その影響で前年度よりも4%ぐらい落ちているという理解でまずはいいのでしょうか。

(経営業務課長) 委員のご質問にお答えをいたします。

経常収支比率が100%を超えていいますので、黒字でしたというところで、料金回収率、こちらが昨年度に比べましても減っている要因というところになろうかと思いますけれども、こちらは、昨年度も基本料金の免除をしたこともございますけれども、それ以上に昨年度、費用的な部分で少し、浄水場の耐震設計、耐震の業務委託ですとか、あとは浄水場のろ過器の修繕等、ちょっと費用が増加していた部分がございまして、そこもこの料金回収率が少し下がっている要因というふうに分析のほうはしております。

以上です。

(秋谷) ちなみに、近隣の水道自治体というか、近隣自治体の事業体の料金回収率なんかデータがありますか。

(経営業務課長) 令和5年度の決算のものがございますので、そちらのほうをお答えをさせていただきます。

料金回収率でよろしいでしょうか。近隣のほうで私どものほうで確認をしておりますのが、こちらが桶川北本水道企業団、こちらの回収率が100.4%、上尾市が104.2%、行田市さんが86.0%、県の平均が99.5%、こちらのほうのデータは確認をしてございます。

以上です。

(秋谷) 先ほど6年度のお話をしたときに、いろいろとうちのほうが配水設備やら何やらのお金がかかって、それで料金回収率が下がったというお話をでした。それで、5年度の数字が出たわけだけれども、例えば行田のほうは86ということは、例えばよほどそういったメンテナンスにお金がかかっている、逆に桶北とか上尾のほうはそのメンテナンスがそん

なに入らなかつたから100%を超えるのですか。回収率ってどうも100がマックスのイメージなのですけれども、どう理解したらいいでしょうか。（経営業務課長）お答えをいたします。

こちらでの数字を見た限りの分析になるので、ちょっとそちらはご了解いただければと思いますが、逆に経常収支比率、今黒字であるかそうでないかというところ、それは全ての団体において100%を超えておりましたので、黒字でありました。それに対して料金回収率が100%いかないというのはどういうことかと申しますと、基本的に今先ほど私どもの決算の中で申し上げた要因のような、要は維持管理費用がかかっているというところのほかに、それ以外、料金収入がもしかしたらば額として少ない水準であつたり、その分を回収できていない、何かほかの、一般会計から仮に補助金をもらっていたりとか、それ以外の収入をもつて黒字になっているというところは指標的なものからは表すことができるかとは思っております。ただ、ちょっと他の団体の状況につきまして、実際その他の自治体のほうはどうであったかというところは、正直ちょっと分かりかねる部分もあるもので、申し訳ございません。

以上となります。

（秋谷）同じ経営指標の推移の4ページのところで、管路経年化率が年々年々上がってきてしまっているのはどのような意味合いなのか教えてください。

（水道課副参事）お答えいたします。

管路経年化率は、地方公営企業法に定められる管路の法定耐用年数40年超える割合となっております。こちらの数字が伸びてくるというのは、その経年化したという40年超えの管路とかそういうものが増えているということになるのですけれども、本市の対応といたしましては、40年過ぎて直ちにその管が使えなくなるわけではございませんので、その1.5倍の60年というものを老朽化という区分として分けまして、その60年に至る以前に更新をしていこうという方針ですので、若干この推移がその年の更新量によって増えたり減ったりしてくるかと思うのですけれども、その漏水状況も鑑みながら行っていますので、この辺については割合と

して捉えております。

以上でございます。

(秋谷) ちなみに、先ほどと同じように、例えば上尾とか、桶北とか、行田とか、熊谷の管路経年化率というのはどんなものなのでしょうか。

(水道課長) お答えいたします。

桶川北本のほうが管路経年化率が19.7%……

(秋谷) それは何年度かな。

(水道課長) 5年度決算ベースでございます。上尾市が17.4、行田市が20.5、県の平均が22.1でございます。

以上です。

(秋谷) そしたら、今の数字だけ見ていると、鴻巣はほか、今発表のあったところよりかはまだ比較的新しい、新しいというか、古くなり過ぎていないということの理解でよろしいですか。

(水道課長) 数字の上ではそのとおりだと思います。

(秋谷) それで、その下の管路更新率とのまた関係を伺いたいのですけれども、その管路の更新率というのは年々年々、3年度から4年度はちょっと落ちたようだけれども、4年度から5年度、5年度から6年度というのは更新率はちょっと上がっているようなのですけれども、例えば0.88という数字が先ほどの60年という耐用年数と追いかけっこをしているようなイメージで見ているのですけれども、この0.88というのはもつと上げる必要があるのですか。それとも、このままいけば、60年更新でいったら追いつくのですか。

(水道課副参事) お答えいたします。

まず、0.88という数字が足りているか足りていないかといいますと、計算上ではもうちょっと高い数値でいくことが望ましいと思われます。ただ、更新には多額の費用を要しますので、その予算状況と、あとは漏水の状況でこの更新率は上がっていることが直接的な要因かはあれなのですけれども、漏水の件数とかは若干減っている傾向もありますので、その辺のバランス等を見ながら今後はまた改めて進めていくものと考えております。

以上でございます。

(秋谷) ちょうど漏水のお話を今お答えいただいたので、2年度からでいいかな、令和2年度ぐらいから、もし漏水件数の推移などが分かれば発表していただきたいのですけれども。

(水道課副参事) すみません、手元の資料で令和3年度からになってしまいますけれども、給水管と配水管、分けて集計しているのですけれども、合計として、すみません、別々にちょっとお話しさせていただきます。令和3年度の給水管の漏水件数が279件、配水管の修繕が15件あります。令和4年度が給水管が243件、配水管が16件、令和5年度が給水管が231件、配水管が8件、令和6年度が給水管が149件、配水管はちょっと増えて21件という形になっております。数字上は総計では減少傾向にあるということで捉えております。

以上でございます。

(秋谷) 現時点では、さっきの管路経年化率とかの関係で例えば下がっているのかもしれませんけれども、そうすると管路経年化率の高いほかの事業体だと漏水の件数というのはもっと多いものなのですか。もしそういうデータが、ほかのデータが、市の事業体のそういう漏水データがあったらお示ししていただけすると、我が市の漏水件数は少ないのだなというのが分かるので、もしお示ししていただけるならお示ししていただきたいのですが。

(水道課長) 大変申し訳ございませんが、手元に資料がございませんので、ちょっとお答えできないのですけれども。

(秋谷) 6ページのところで、年間の有収水量率が91.5%とありますけれども、何年か遡れる範囲でこの有収水量率の推移はどんな感じなのでしょうか。

(水道課長) 令和3年度からいきますが、令和3年度が92.8%、令和4年度が92.9%、令和5年度が91.8%。

以上です。

(秋谷) 自分がもしかしたら勘違いしているかもしれないのに、ちょっとと言葉を教えてもらいたいのですけれども、年間有収水量率というのは

ちゃんとお金を払ってもらっている率ということでいいわけですよね。そう考えると、有収水量率が下がってしまっている理由というのは何なのでしょう。

（水道課副参事）お答えいたします。

令和6年度につきましては、配水量が増えて有収水量が減っていると。あまり状況的にはよろしくないのですけれども、その内訳といたしましては、先ほど申し上げた消防用水や自家使用水というので浄水場の池の清掃等で使った無収水量と言われる区分が0.2%程度、令和5年と比較して増えておりまして、その使用量が増えた分が有収水量率が若干下がるというような状況になっております。

以上でございます。

（秋谷）さっき有収水量率を過去遡って数値出してもらいましたけれども、92.8という数字があったかな。他市の状況というのは、ほかの事業体の状態というのはどんなものなのでしょうか。やっぱり、今の説明だと、例えば洗浄してどうしても料金が取れないようなこともあるのかとは思うのですけれども、他市も有収水量率というのはそう変わらないものなのでしょうか。

（水道課長）令和4年度の数値になるのですけれども、全国の平均では89.8%、全国の類似団体の平均でいきますと90.3%、埼玉県内の最高でいきますと99.4%、県内の平均が92.5%という数字はございます。細々とした他団体のはちょっと分からぬのですけれども、全体の数字は以上になります。

（秋谷）そしたら、全国的に見たら比較的ちゃんと回収というか、もらえるものはもらっていて、県内で見ると若干、そんな大した差異はないのかもしぬないですけれども、ただ水量の多い少ないにもよるのでしょうから、この辺りは。分かりました。

あとは、令和6年度の布設替えの総距離数、できれば過去の数字とかもし比較できればお願いします。決算書だと28ページのところになるのかな。配水管布設替え工事のところの布設替えした距離数。

（委員長）暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 3 3 分)



(開議 午後 1 時 3 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(水道課長) 申し訳ございません。令和 6 年度の数字なのですけれども、令和 6 年度に関しましては約 5.2 キロ布設替え工事を実施しております。令和 5 年度以降、過去のものがちょっと今手元に資料がないので、後ほどでよろしいでしょうか。

(秋谷) 5 年度の数字を今言った。

(水道課長) 今 6 です。

(秋谷) そうすると、さっき 4 ページの管路更新率のところを聞きましたけれども、では 5 年度とか 4 年度はそれよりも恐らく距離的には短いだろうというふうに理解すればいいかしら。

(水道課長) おっしゃるとおりです。

(秋谷) それと、この決算書には出てきていないけれども、令和 6 年度は水道料金の見直しのために審議会を 4 回か 5 回開催していたと思うのですが、その審議会の意見というものがいろいろあったとは思うのです。そういう意見の中で肯定的なご意見もあれば否定的なご意見もいろいろあったと思うのですけれども、上げないほうがいいという意見、上げざるを得ないという意見、もし代表的なものをお示ししていただけたらと思います。

(経営業務課長) では、委員さんのご質問にお答えをいたします。

審議会のときの意見というところで、答申の中で附帯意見というところであった内容についてお話をさせていただければと思います。まずは、経費削減と収益の確保という面から、まずは財政収支の改善を図るのを料金改定に頼るだけではなくて、いろいろ事業の効率化などによって経費削減を図ったりとか、あとはそれ以外の多様な収益の確保に努めることというところがまず 1 つございました。あとは、料金の改定に関しましては、周知活動というところで十分な周知期間を設けて利用者の方にに対してしっかり説明をして理解を得られるように努めてほしいというと

ころのご意見、あとは基本料金の収入と従量料金の割合ですとか、そういった負担の公平性について検討するようにという内容もございました。あとは、自然災害の対策というところで、耐震化や水害対策などを進めて、事業を継続するため、しっかり強靭さの向上に努めてほしいというところ。あとは、また適正な料金水準の継続的な検討というところでは、水道事業ビジョンの見直しのときや、また一定期間の中で継続的にこの料金水準については検討していくこと、こういったところが審議会の中では意見として上がっておりました。

以上です。

(秋谷) 予定どおりであれば令和8年の4月、5月あたりの料金から反映されてくる予定になっていると思うのですけれども、それまでに例えば審議会のご意見があった事業の効率を上げるとか、あるいは周知活動をするとか、そういった6年度から7年度にかけての取組をご披露していただけたらと思いますが。

(水道課長) 水道課としては、まず効率化というところで、やはり料金を改定していただきても今まで以上に厳密に財政を考えながら事業を進めていきたいというふうに考えております。現在、配水管は、まず材料のほうですね、6年度から水道用ポリエチレン管という今までよりも安価で施工手間の若干楽なやつを、耐用年数も100年もつのではないかと言われているようなものに替えていくことで経費の削減を図ったりとか、あとは管路更新計画とかその辺を見直しをしながら、さらにダウンサイジングとか施設の統合、そういったものも今後見据えながら経費の削減を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

(経営業務課長) それでは、周知活動のほうにつきましては経営業務課のほうよりお答えをさせていただきます。

今年度1年間、周知期間ということで、料金の実際値上げ、改定をするまでの間の周知活動ということですけれども、まず広報活動としまして、今年度、令和7年の5月号の広報紙のほうでまずは水道事業の現状、料金改定に関する記事のほうを掲載をいたしました。あわせて、こちらは

ホームページのほうにも同じ内容についてを掲載をさせていただいております。また、今後の取組につきましては、来月10月の広報の配布に合わせまして料金改定に関するパンフレット、水道だよりというものを今発行の準備を進めているところでございます。こちらは、令和7年度の当初予算で予算措置をいただいたもので、こちらの事業を執行しているところでございます。また、来年の2月、3月の検針のときには、その料金改定のご案内をするチラシのほうを検針のタイミングに合わせましてポスティングをする予定となってございます。あとは、また実際大口、実際影響の大きい方への訪問につきましては、令和7年8月に料金負担の大きな大口需要者の方に対しまして、実際私どものほう訪問させていただきまして、この改定内容ですとか、実際具体的にどれくらい増加がなされるのか、そういうものの試算をもちまして訪問の説明や、あとは通知でいいとおっしゃってくださった事業者の方もいらっしゃいましたので、訪問や通知のほうでお知らせをしたところでございます。

以上でございます。

(秋谷) 私が一般質問でたしか質問したのが6年の12月だったような気がするのですけれども、新しい料金改定をした基準というのかな、標準的な料金の県内の順位的なものがその当時の審議会の中でも議論されていましたと思うのですけれども、それ以降も県内の水道事業体で料金改定とかをやっているまず事業体がどれくらいあるのか伺います。

(経営業務課長) 委員のご質問にお答えをいたします。

前回改定を、元年度以降の改定状況につきまして、元年度以降につきましては15団体が改定のほうをしておる状況でございます。あとは、令和6年度からの改定をしたというところでは7事業体、こちらが水道料金の改定を実施ということでございます。あとは、7年度以降はちょっと予定になってしまふのですけれども、今私ども、こちらで手元で把握しているところですと、7年度からの改定を予定をされているのが3団体、8年度以降につきましてはちょっとこちら情報がないのですけれども、県水の値上げに関して、いろいろホームページ等で他の団体のホームページ等を見ますといろいろ改定を始めていると、検討を始めているとい

うところはあるかと思いますので、今後またちょっとその辺りはこちらも把握のほうはしていきたいと考えております。

現状については以上でございます。

(秋谷) そうすると、あくまで今分かっている数字の中でいいのですけれども、一般的な、今3人世帯ぐらいなのかな、標準的な料金を表すというか、お示しすると。8年の4月の時点で鴻巣の標準的な料金というのは県内の事業体で何番目、何自治体中の何番目ぐらいになりそうでしょうか。

(経営業務課長) _____

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時47分)



(開議 午後1時50分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(経営業務課長) まず、すみません、先ほどの発言の取消しをお願いいたします。

実際値上げをした令和8年の4月現在で順位がどれくらいになるのかというご質問のところの発言をちょっと全て取消しのほうさせていただけ

ればと思います。あと、その関係で、先ほどのご質問に関しましては、一時的に鴻巣市の……一回それで取消しで……

(何事か声あり)

(経営業務課長) では、発言の取消し、先ほどの料金改定についての発言、順位についての発言を取消しをさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(委員長) ただいまの発言の訂正についてはご了承願います。

(取消しなので諒ってください。諒る次第が……の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 5 分)



(開議 午後 1 時 5 3 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの取消しの発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他整理については委員長に一任を願います。

(経営業務課長) 先ほどの回答のほうをもう一度、すみません、やり直させていただきます。

料金を改定した後、どのような順位になろうかというところのご質問でございますが、令和 8 年 4 月においては県内では高い位置、高位にあるであろうことが予想されます。ただ、令和 8 年の 4 月から県営水道の値上げがありますことから、そういったところで他のそういった県水を受水されている団体につきましても値上げを余儀なくされるということは想定されますので、こちら今後順位に変動が生じることが見込まれております。

以上です。

(藤村) では、議案第90号について、事業内容と決算書について何点か質問させていただきます。

初めに、6年度の新規事業であります馬室浄水場及び吹上第2浄水場耐震診断業務委託について伺います。これは、安心安全な水道水の安定供給を継続するため、令和4年度に改定された水道施設耐震工法指針にもとづく耐震2次診断を馬室浄水場及び吹上第2浄水場で行うことが目的であると認識しておりますが、当初予算額が6,479万円が計上されましたが、6年度行った耐震診断についての結果、そして耐震補強の必要性がそれで確認されたのか、7年度に耐震補強が順次進められているのか、その辺をまずは伺います。

(水道課長) お答えいたします。

まず、検討の内容といたしましては、馬室浄水場のナンバー1配水池、ナンバー2配水池及び管理棟、それと吹上第2浄水場のナンバー2配水池、ナンバー3配水池及び管理棟のそれぞれで3次元座標による解析モデルを作成し、解析を実施しました。配水池に関しましては、最新の基準、水道施設耐震工法指針・解説2022年に基づき実施し、管理棟に関しましても最新の基準、2017年改定版既存鉄筋コンクリート造建物の耐震診断基準、同解説に基づいて耐震診断を実施し、耐震性能の評価を行いました。解析の結果ですが、まず馬室浄水場になりますが、配水池検討といたしましては、レベル1地震動による天井ドーム、底盤、くい基礎への影響から地震作用等に対して水道施設が継続的に使用できる性能の確保が難しく、NGと。また、レベル2地震動に関しましても、側壁、底盤、くい基礎への影響から復旧性や安全性の確保が難しく、NGとなりました。ここでのレベル1地震動とは、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いものであり、レベル2地震動とは、当該施設の設置地点において発生すると想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものというふうに考えております。それと管理棟に関しましては、地震振動及び衝撃に対して安全であると判断され、耐震補強の必要性はないというふうに判断されました。

次に、第2浄水場のほうですが、配水池検討といたしましては、レベル

1 地震動による底盤への影響から、地震作用等に対して水道施設が継続的に使用できる性能の確保が難しく、NG。また、レベル2地震動に関しましても、底盤、くい基礎への影響から復旧性や安全性の確保が難しく、NGとなりました。管理棟の新棟、旧棟に関しましては、地震震動及び衝撃に対して安全であると判断され、耐震補強の必要性はないというふうに判断されました。

以上の検討結果より、馬室浄水場のナンバー1、ナンバー2、吹上第2浄水場のナンバー2とナンバー3の4つの配水池に関しましては、現施設においては何らかの耐震の対策が必要となるという結果になりました。管理棟に関しましては、両浄水場とも耐震補強の必要性はないという結果になりました。

今後の話になりますけれども、令和7年度に耐震補強工事をやるのかというところなのですけれども、それは今業務を発注しています耐震補強設計の結果を見てまた補強するのか新規で改築するのかというその辺の判断も出てくると思いますので、今のところまだ決まってはおりません。以上です。

(藤村) そうしましたら、決算書について何点か伺いたいのですけれども、前任者の秋谷委員と重なるところがあると思うのですけれども、4ページ目なのですけれども、4ページ目の経常収支比率が6年度だと104.07ということなのですけれども、経営指標に関する事項ですと物件費などの経常費用が増加したということが書いてあるのですけれども、具体的には物件費というのはどういうものを物件費というのだと伺います。

(経営業務課長) 委員のご質問にお答えをいたします。

物件費というのはどういうものなのかというところなのですけれども、主に先ほどの説明もしました委託料であるとか、修繕費であるとか、そういういったものが物件費というところで整理をされております。
以上です。

(藤村) 例えばその委託料なのですけれども、委託料というのはどういう委託料だったのでしょうか。

（経営業務課長）先ほどもご質問の回答でさせていただきましたが、耐震診断の設計委託も委託料になってございます。あとは、ろ過器の修繕を行いました。そちらは修繕費となっておりますので、そういう内容でございます。

以上です。

（藤村）続きまして、料金回収率が88.10ということなのですけれども、指標に関する事項ですと物価高騰によるもので2か月間基本料金を免除したことによるということなのですけれども、逆にその2か月間の免除がなければ大体どのくらいいく予定で計算していたのか伺います。

（経営業務課長）仮に料金の免除がなかったと仮定したときの料金の回収率ですけれども、そちらは93.44%というふうに試算をしてございます。

以上です。

（藤村）11ページなのですけれども、企業債及び一時借入金の概況についてなのですけれども、前年度から本年度残高だとやっぱり増えているのですけれども、これって毎年毎年増えていくのかなという何か感じはしているのですけれども、その辺はどんな感じなのでしょうか、伺いたいと思います。

（経営業務課長）こちら、借入れ、令和6年度に関しましては借入高と償還の金額のバランスとして償還よりも借入れが上回っている状況でございましたので、結果として残高のほうも増えてございます。また、償還の金額につきましては、もう一定決まっている金額、およそ同じぐらいの金額を毎年度償還をしていくことになろうかと思いますが、借入れの金額につきましては、毎年度、毎年度ビジョンの中の計画にのっとりまして要は建設の計画を立てておりますので、その中の借入れの金額がこの償還を上回れば、実際残高は今後も少しずつではありますが、ちょっと増えてしまう傾向にはあろうかと思います。

以上です。

（藤村）16ページなのですけれども、これは損益計算書なのですけれども、最終的な経常利益が8,726万9,072円で、これは当年度純利益で計上

されているのですけれども、その下の1億8,000万円、先ほど前任者も質問したと思うのですけれども、が資本金に組み入れられたということなのですけれども、その1億8,000万というのは次のページの減債積立金の1億3,000万と建設改良積立金の5,000万円を資本金に持っていったということでおこなは理解してよろしいのですか。

(経営業務課長) おっしゃるとおりで、そのとおりで大丈夫です。よろしくお願ひいたします。

(藤村) 最後になります。

28ページになります。28ページの資本的支出で建設改良費、工事請負費で配水管新設工事6,701万5,300円、それと最後の工事請負費、これ原水及び浄水設備の改良費の工事請負費で1億9,734万円あるのですけれども、例えば吹上第2浄水場防雷設備設置工事につきましては、これは単年度で済んだということでよろしいのでしょうか。次年度からはこの項目はなくなるという理解でよろしいのか。また、上の配水管新設工事におかれましては、これは毎年毎年このぐらいの費用がかかってしまうという理解でよろしいのか、その辺ちょっと伺います。

(水道課長) 吹上第2浄水場防雷設備設置工事なのですが、これは令和5年度と6年度の2か年で工事をやっております。2か年でやったのは、ちょっと材料がやはりどうしても時間がかかるとか、そういういたものもございますので、2か年でということで、6年度でこれは終わっております。

あと、配水管新設工事なのですが、こちらに關しましてはこの金額で毎年やっているというわけではなくて、新設工事なので、主に北新宿の区画整理事業地内とか、ああいったところの新設工事をやっていきますので、計画に基づいてやっておりますので、この金額で毎年やっているというものではございません。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 賛成討論はございませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第90号 令和6年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決及び認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時06分)



(開議 午後2時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第91号 令和6年度鴻巣市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求める。質疑はございませんか。

(茂利) それでは、議案第91号について質問させていただきます。

下水道管につきましては、いろいろ改修だとかの予定があると思うのですけれども、その予定に対して令和6年度はどれくらいの工事、改修できたのか伺います。

(改修の声あり)

（茂利）改修。工事。新築工事。

（下水道課長）ご質問にお答えします。

令和6年度の工事の新築工事ということでおよろしいですか。令和6年度の工事に関しましては、北新宿地内と箕田産業団地の下水道の整備工事を行っております。

以上です。

（茂利）下水道管が耐水とか耐震の年数があると思うのですけれども、それに対してどういう計画で考えてやっていくかということでお聞きします。

（下水道課長）下水道管につきましては、標準耐用年数が50年と位置づけております。本市の場合、昭和56年からの下水道の供用開始という中で、まだ50年に達した管がないところでありますので、改築等にする考え方はないのですけれども、ストックマネジメント計画に基づいて、平成30年度にストックマネジメント計画を作成しまして、それに基づきまして調査、点検を行いながら異常箇所等を見つけて、それに対して対応を取るという形で、点検調査の計画を立てて、それを平準化させることで費用の軽減を図って計画的な対応を取っていくという形を今は行っています。

以上です。

（茂利）八潮市で陥没事故がありましたけれども、それを受けてということはないのですけれども、実際に本市としてはどういう形のことを取り組んでいるか伺います。

（下水道課長）八潮市の事故を受けまして、まず1つは国のほうから特別重点調査の要請がありました。これにつきましては補正予算等でもご説明させていただいておりますけれども、本市の場合、雨水管のほうが該当になる路線が3か所ございました。御成橋第1号雨水幹線、東部都市下水路の一部の部分、また箕田赤見台都市下水路の一部の部分、この3つの路線について特別重点調査を行うという形で進めております。

汚水管渠につきましては、八潮市を受けてという形ではないのですけれども、先ほど申し上げましたストックマネジメント計画に基づく汚水管

渠の調査を今年度も計画に基づいて行う予定でございます。

以上です。

(茂利) 最後になりますけれども、今のお話の中で、国からの話を受けて、それでいろいろ下水管を調べていると思うのですが、つい最近行田市で事故がありました。その事故は直接行政とは関係はないのですけれども、実際あの事故を受けて、今後行政としてどう取り組んでいくかというのがあれば伺います。

(下水道課長) 8月2日に行田市内において、大規模下水道管路を対象とした全国特別重点調査の実施中に作業員の方が4人亡くなられたという痛ましい事故がありました。本市の調査対象は雨水管ということで、行田市の管渠の場合は合流管だったということで、汚水が入っているということで硫化水素の発生がかなりあったということですけれども、本市の場合につきましては、硫化水素の発生の危険性は著しく高い条件ではありませんけれども、転落防止等も含めて安全管理の徹底について、今後業者への指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

(中西) それでは、議案第91号について質問させていただきます。

5ページの経費回収率なのですけれども、これが令和2年度が79.33%から令和3年度で76.11%ということで、そこから大体横ばいで令和6年度については76.13%というところなのですけれども、この辺が100%を下回っているというところで、今後の展望とか課題とかあれば教えていただければと思うのですけれども。

(経営業務課長) では、委員のご質問についてお答えをいたします。まず、経費回収率とは、下水道に関しましては、汚水処理にかかった費用をどの程度使用料で回収できているかというものを表した指標となっております。こちら100%を下回っておりますので、汚水処理に係る費用が使用料収入以外の収入で賄われていることを表しております。まず、令和6年度と令和2年度の比較で、令和2年度と比較して経費回収率がかなり下がっておりますけれども、これは、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして巣籠もり需要などで使用料収入が多か

ったため、こちら指標が高かったものというふうに分析をしております。また、今後の課題というところなのですけれども、実際、僅かずつですが、この指標につきましては改善をしております。今後もこの辺り指標の改善が図れるように、指標の基礎となる使用料収入や維持管理費用など、今後の事業運営に当たっては慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

(中西) 次に行きまして、一般会計からの公共下水道事業会計助成事業で8億300万が入っていると思うのですけれども、この辺の理由というのを教えていただければと思うのですけれども。

(経営業務課長) 委員のご質問にお答えをいたします。

こちらも、公共下水道事業会計、内容としましては、8億300万円の内訳としましては、負担金と補助金に分かれてございます。負担金につきましては、総務省の繰り出し基準、公費負担分というところで国に基準が定められておりまして、それに基づいて支出のほうをしております。また、補助金につきましては、当初予算編成時に財政課のほうとその額について調整をさせていただきまして、補助金の額を決定して支出をしております。

以上です。

(中西) そうすると、国の基準というのがあって、単に足りないからというより、その基準に基づいて全国的に、ほかの市町村でもこういう基準で繰り入れているという、こういう考え方でよろしいのですか。

(経営業務課長) それは、負担金のほうの……そうです。負担金につきましては、統一的にそういった通知が出ておりますので、その国の基準にのっとりまして算定をしてございます。

以上です。

(中西) 分かりました。

それでは、次に行きまして、管渠老朽化率がゼロ%といったところで、前任者の質問ともかぶる部分があるのですけれども、これが耐用年数が50年なので、それに達しているものがないからゼロ%というところなの

ですけれども、それに対して何か、例えば高度経済成長期に一齊に造られて、一齊に老朽化するというところもあるかも知れないのですけれども、それが今後の改修についてはストックマネジメント計画によって費用を平準化してやっていくという回答もありまして、その費用の平準化というのはどういうことなのかと、50年に達した時点で徐々に改修していくのですという、そういう考え方でよろしいのですか。

（下水道課長）お答えします。

先ほどの平準化については、調査点検の部分でまずあります。耐用年数50年を迎える管の今後についてということですけれども、本市の場合、50年を迎えるのが令和13年から迎えることとなります。その後の割合について、ちょっと市としての統計はまだ出していないところなのですけれども、令和4年度末に国ほうの調べでは、令和4年度時点で国全体として標準耐用年数50年を経過した管路が約7%、その後10年後には19%、20年後には約40%という、急増していくという統計もございます。本市においても、数字については多少の差はあろうかと思いますけれども、今委員からも話ありましたけれども、整備時期当初にかなり整備を重ねているところありますので、今後急速に進んでくるところがあろうかと思います。そちらについては、今後ストックマネジメント計画等で改築等についても検討する必要があるかと考えておりますので、今後その辺も踏まえた形の検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

（古山）それでは、下水がまだ入っていないところがあると思うのですけれども、そういった下水を入れてほしいという要望というのは結構上がってきているのか伺います。

（下水道課長）下水道の整備要望があるかという質問ですけれども、整備の要望というのは特に上がっておりません。また、公共下水道の整備につきましては、全体計画区域をもう限定した上で、基本的には市街化区域を中心に整備をしていくことでなっておりますので、ご要望いただいたからということでどこでも整備ができるものではないというふうに考えております。

以上です。

(古山) それと、八潮の事故があって、下水から浄化槽に切り替えるという家庭が他市では結構話があるというふうに私はお伺いしたのですけれども、そのような事例というのは鴻巣ではあるのでしょうか。

(下水道課長) 本市の場合、そういう話は聞いたことはございません。以上です。

(藤村) 議案第91号なのですけれども、議案第91号の雨水整備事業に対しての執行部の見解を伺う質問なのですけれども、2ページの総括事項では、公共下水道事業は生活環境の改善及び河川などの公共用水域の水質保全を図るため、また市街地などの浸水被害の解消に向けて汚水整備事業及び雨水整備事業を進めています。6年度も前年度に引き続き汚水整備事業を推し進めるとともに、雨水整備事業として雨水管渠の整備を実施しましたとありますが、今後あり得る集中豪雨など、災害リスクの高まりを踏まえて維持管理をどのように考えているのか、執行部の見解をまず伺います。

(下水道課長) 雨水施設の維持管理についてというご質問ですけれども、本市の場合、まず雨水ポンプ場として箕田赤見台の雨水ポンプ場、常光の雨水ポンプ場、大間の雨水ポンプ場、こちらの3つのポンプ場を公共下水道の雨水施設として管理しております。これらの施設につきましては、専門の業者による保守点検をまずしっかりと行うことで状態監視保全を行う。それに伴って施設のほう、老朽化が進んできている施設もございますので、時間計画保全、こちらと合わせた予防保全を行うことで施設の健全化を図っている次第でございます。また、水路等の流下能力等の確保という意味では、箕田赤見台都市下水路では令和4年度からしゅんせつ業務を行っており、このようなことを通じて水路の流下能力や貯留能力の回復を図っているところでございます。

以上です。

(藤村) 近年、いろんな各地で線状降水帯とかで大変な被害に遭っている地域があるかと思うのですけれども、鴻巣市も今後どうなってくるかちょっと分からぬというところで、そういう雨水対策ですか、浸水

リスクを抱える地域の声も結構あるのです。中には雨水対策の計画のないところの住民の方もやっぱり、今後来た場合、うちの場合は低いから、ちょっと怖いのだよねといううちも結構ある声を聞いてくるのですけれども、そういう声がある中、次年度以降こうした市民の声というのかな、ニーズに迅速に対応できるよう予算の柔軟な運用や優先度の見直しというものは検討されているのか、またそういう計画にないところの雨水対策はどうされていくのか、その辺、執行部としての考え方をちょっと伺いたいと思うのですけれども。

(下水道課長) まず、雨水整備計画につきましては、令和2年度に作成しました雨水管理総合計画、これに基づいて行っていく方針でございます。この雨水管理総合計画を立てる際には、過去の冠水実績、そういうものを踏まえた上で優先順位をつけていますので、まずそれを第一に考えていきたいとは考えてはおりますけれども、今藤村委員からお話しいただいたように、最近の顕著な豪雨等によってまた対策が必要な場所が今後出てくるようであれば、今後の雨水管理総合計画の見直しの際にはそういうことも踏まえた上で計画の見直しも考えていきたいと考えております。

以上です。

(藤村) 28ページなのですけれども、資本的支出の建設改良費、ここに工事請負費があるのですけれども、工事請負費というのは公共下水道汚水管渠整備工事ですか、雨水管渠築造工事なんかがあるのですけれども、今回の行田とか八潮の件も踏まえて、例えば工事請負費ですから、皆さん方が仕様書を作って、それにのっとった入札をしているかと思うのですけれども、その落札した事業者さんに対していろんな指導ですか、そういうものがあるのかどうか伺います。

(下水道課長) ご質問は、工事の際の安全管理に対しての指導がということでおよろしいですか。

(藤村) そうです。

(下水道課長) 工事もしくは点検等の業務委託、どちらの場合にも、まず初めに施工計画、業務計画等を提出いただきます。その中には必ず安

全対策、どういうものを考えているのか、どういうものを対応するのかということを必ず記載していただいております。今回の行田市の事故についても、そこについてはしっかりと書かれていたのだけれども、現場での対応がそれに沿っていなかつたようなことも伺っております。熱中症対策でちょっとその部分がというところの話も聞いておりますけれども、そういうことを今後ます書類でしっかりと確認、その上で監督員等の場合によっては現場の立会い等でしっかりと安全対策については指導を徹底していきたいと考えております。

以上です。

(藤村) 雨水については、硫化水素が発生することはないとと思うのですけれども、汚水管渠についてはやっぱり、行田ではないですけれども、硫化水素発生可能性があるので、そういう場合、もし行田と同じような事故が起こったらちょっと危険、危ないと思うのですけれども、そういう場合って、例えば現場やっているときに執行部の方が行って、現場監督ではないですけれども、確認するというか、最初、真ん中、終わりくらいでいいと思うのですけれども、行ってその確認というのはあるのでしょうか。

(下水道課長) これまでの点検等の中でも、全部には行けていませんけれども、時期を見て現場に行って、こちらのほうでも調査の内容を確認したい場合等も含めて現場に足を運んで、その際に指導するという形は取っております。

以上です。

(秋谷) まずは業務概況のところで伺いますけれども、処理区域内人口が増えました。この普及率というのは、マックス何%になるのでしょうか。全部にあがが行き渡ったとして。

(下水道課長) 普及率につきましては、行政区域内人口に対する処理区域内人口、今回公共下水道の場合でいいますと鴻巣市の全人口に対して公共下水道で対応するところの人口の割合になってくるので、言い方をちょっと変えさせていただくと、100に満たない部分というのが農業集落排水であったり、合併浄化槽であったりするものになるので、公共下水

道が全部整備終わったときに普及率が幾つになるという数字はちょっとお示しすることはできないものではあります。というのが、よその地域にどれだけの人口が、農業集落排水の地域の人口であったり、公共下水道地域以外の人口がどれだけいるかによって変わってくる数字ですので、今ここでこの数字が目指すべき数字というものが示せるものではない数字でございます。

(秋谷) そうすると、例えば農業集落排水のエリアの人口が、例えばですよ、ゼロとか、合併処理浄化槽を使っている市街化調整区域のエリアの人口がゼロだと、そういうふうになると普及率というのは100になるということでいいのですか。

(下水道課長) 考え方としてはそういうことになります。

(秋谷) そうすると、では水洗化人口というものに対しては、この水洗化率の考え方というのはどういう考え方をすればいいのでしょうか。これは100になるのでしょうか。

(下水道課長) 水洗化人口につきましては、下水道の区域の整備が全部終わって、そのエリアの方々が公共下水道に全員接続されれば100になつてくる数字です。

(秋谷) 処理区域内人口と水洗化人口の例えは6年の差だと5,300人ぐらいいらっしゃいますよね。この5,300人ぐらいの方というのはどの辺りの方なのだろうな。この辺りというのは、要は公共下水道の整備が進んでいないという理解でいいのでしょうか。

(下水道課長) お答えします。

今のお話は、処理区域内人口9,356人と5年度の9,795人、この差……ではなくて。

(秋谷) いやいや、処理区域内人口が9万3,056人で、水洗化の人口は8万7,776人で、ここに差が約5,300人ぐらいいらっしゃいますよね。この部分の方々というのはどういうふうに理解したらいいのですか。

(下水道課長) この差につきましては、処理区域内に住んでいながらまだ公共下水道に未接続のお宅ということになりますので、まだ浄化槽から切り替えていないお宅、もしくは数は多くはないと思いますけれども、

くみ取り等でまだ公共下水道に切替えが済んでいない方の市内全体での、公共下水道エリアの市内全体の皆様の合計の数がこの数字になってまいります。

(秋谷) 市域の中の面整備というのはほぼ終わった中で、まだ5,000人近くの方が切り替えていないというご説明ですよね。そういう方々というのは、例えば建て替えだったり、何か家庭の事情が発生しないともう変わらないものなのですか。

(下水道課長) これまでも水洗化活動として直接お宅に訪問してご意見を伺ったりしておりますが、やっぱり経済的な理由を挙げる方多くございます。また、最近は整備が大分進んできているので減っておりますけれども、やっぱり整備が多く進んでいる時期においては、家を浄化槽で建てたばかりですぐ公共下水道が入ってきて、まだ合併浄化槽が使えるので、しばらくはというご意見を伺ったこともあります。また、アパート等で浄化槽を使っているお宅に関しては、大家さんのご協力をいただかなくてはいけないというところで、そういうまだ合併処理浄化槽を使っているアパート等もリストの中にはございますので、そういうところがこの5,000人の表れかと思います。

(秋谷) 施設効率というものを考えた場合というのは、できるだけそういう方々、接続していない方々というものに接続していただいたほうが効率的なものは上がるようと考えられるのですけれども、そういう活動というのは、最初に面整備かけるときよくやられるとは思うのですけれども、面整備が一通り済んだ現状だと、もうあんまりやらないものなのでしょうか。

(下水道課長) まず、面整備、委員おっしゃるように、するときに、まずご家庭に訪問して、受益者負担金の説明等もございます。また、工事のご理解いただくということも含めて説明会をやったり、戸別訪問をしてご説明を差し上げたりということはこれまでも行っております。やっぱり整備から年数がたってしまったお宅、直接訪問する場合もありますけれども、通知文書を差し上げてご理解をいただいているというケースもあります。

以上です。

(秋谷) あと、概況のところでいうと、年間の有収率が4%近く下がったようなのですけれども、この原因というのは雨水の流入なのですか。原因は何でしょうか。

(下水道課長) これにつきましては、流域下水道に市から送っていて、汚水処理量については流域下水道のほうで算定しているところなのですが、流域下水道接続点10か所あるうちの1か所に設置されている流量計、これ県が設置して県が管理しているものなのですが、こちらの不具合がありまして、正しい流量が測定されていなかった。正しいものよりも多く計測されていたであろうということが推測される状況が確認されております。それによる汚水量の増加、実際よりも多く計測されたことによる有収率の減という形になっております。

(秋谷) 県が設置している機械の問題なわけですよね。市としては何ら不手際というものがない中で、この有収率は下がらざるを得なくなってしまうわけですね。

(下水道課長) この集計の確認する時期の、かなり決算の直前になってその状況が確認されました。決算上はこの数字で決算させていただいておりますが、当然汚水量に基づいた形で維持管理負担金の支払いを流域下水道に行っておりますけれども、それについては正しいものを算定した上で、差額については返金いただくということで今調整を行っているところでございます。

(秋谷) では、戻ってくるのだ。

(下水道課長) はい。

(秋谷) 経常収支比率も年々年々下がってきてているのですけれども、この原因はどういったことによるものなのでしょう。

(経営業務課長) お答えをいたします。

経常収支比率が年々ちょっと下がってきてている理由なのですけれども、こちらも実際どれだけの黒字であったかというところを表しているものとなっております。基本的に下水道の現在使用料の収入等はさほど大きく変化はございません。そうなりますと、逆に実際費用の面、実際支出

の面、そういったところが若干ずつではありますけれども、増えてきて
いることが要因であるというふうに分析をしております。

以上です。

(秋谷) その費用の面というのは、水道会計と同じように、やっぱり委
託の金額であったり、あるいは処理経費というのかな、そういったもの
がかさんでというか、上がってきているから圧縮されてしまうというこ
となのでしょうか。

(経営業務課長) おっしゃるとおりです。あとは、先ほども話ありました
が、維持管理負担金のほう、その辺りというのも単価の見直しもござ
いまして、現在は46円、令和6年度からは1立方当たり46円を支払って
いるのですけれども、こちらが令和5年度までは38円という単価で、こ
ちらも単価の値上げがございまして、そういったところも要因の一つと
いうふうに考えております。

以上です。

(秋谷) 流域下水道の維持管理負担金のお話が、1立方当たりの処理料
が46円、だから8円上がったというのですけれども、それは桶川の施設
のところに集まってくる各自治体、事業体全てが8円ずつ上がったとい
う理解でよいのでしょうか。

(経営業務課長) 秋谷委員のおっしゃるとおりの理解で大丈夫です。

(秋谷) 28ページのところの工事請負費のところでお伺いしたいのでは
すが、まず一番上の公共下水道汚水管渠整備工事のところで、たしか北新
宿と産業団地というエリアの汚水管渠の整備工事という説明だったと思
うのですけれども、産業団地に入ってくるというかな、入居というのも
変だよな、進出してくる3社の方々は、もういざ各自が事業をその企業
が始めるときというのは、負担金というのはどれぐらいかかるものなの
ですか。いただけるものなのでしょうかって言ったらいいのかな。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時17分)



(開議 午後3時18分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(経営業務課長) すみません。箕田産業団地の受益者負担金の額についてお答えをいたします。

こちらが新しく負担区のほう設定をしまして、こちらの単価が201円となってございます。そちらにつきまして、負担区の面積が16.7ヘクタール、予定といたしまして約3,000万円程度の収入が見込まれるというふうに予定をしてございます。

以上です。

(秋谷) あと、その下のところの大間調整池の周辺整備工事の内容をちょっと伺いたいのですが。

(下水道課長) 大間調整池の修繕工事、令和6年度に行った工事としましては、大間調整池の東側になるのですか、新しく道路を築造、改修かけたところ、大間近隣公園の登り口のほうと道路きれいになったところがあるかと思うのですけれども、あそこに道路を造るに当たって、調整池の転落防止柵がちょっと高さが足りなくなるところがございましたので、そこを補うために一部工事を行っている、かさ上げを、転落防止柵のかさ上げという形で行っている内容でございます。

(秋谷) 調整池のところの、今の既存の、あそこの防止柵のかさ上げで3,300万ということはないですよね。

(下水道課長) 失礼しました。この工事、3,300万につきましては、5年度分の繰越しも含まれておりました。すみません。申し訳ございません。繰越し分につきましては、大間調整池、近隣公園ができる関係で、もともとポンプ場の周りにフェンス等がなかったもの、大間近隣公園と施設の管理区分をしっかりと分けるためにフェンスを立てたり、あとは周りがもともとアスファルトでなかったところを舗装をしたり、調整池の周りに舗装工事を令和5年度からの繰越しで行ったり、そういうものを全部、2か年度分の工事含めた形の金額になっております。

以上です。

(秋谷) あと、ちょっと伺いたいのが、以前は不明水の調査ってやっていたような記憶があるのですけれども、現在不明水調査というのはやっ

ているのでしょうか。

(下水道課長) 以前行っていたというのは、かなり以前なのかなと思うのですけれども、過去に生出塚エリアだとか、整備が古い場所について不明水調査をしていたことはあるようです。最近について、積極的に不明水調査という形は行っておりませんが、先ほど来申し上げています健全度の管の点検調査、これの中でカメラを入れて管の中を見ておりますので、それで浸入水等が確認できましたらば随時修繕をするという形で、併せて形で、不明水に特化した形ではなくて、カメラを入れることで、広い意味で見つけながら修繕していくという形で対応を取っております。

以上です。

(秋谷) それで、あと最後にお伺いしたいのが、我が市の下水道料金というのは、6年度時点だと、県内で標準的な料金で何番目ぐらいの位置にあるのでしょうか。

(経営業務課長) お答えいたします。

5年度末現在のもので数字、統計のほうは持ち合わせておりますので、そちらを回答させていただきます。公共下水道を実施している団体が県内で54団体ございます。その中で鴻巣市が順番として何番目かというところなのですけれども、54団体中17番目となってございます。

以上です。

(秋谷) つかぬことをお伺いしますけれども、水道料金は見直したように、下水道料金も近々見直しをされる予定だと思うのですが、この見直しというのは県内の自治体の全体的な流れなのでしょうか。

(経営業務課長) 委員の質問にお答えをいたします。

全体的な流れで下水道の料金の見直し、適正化というところについてどうなのかというところですけれども、今の近年の県内の動きとしましては、やはり下水道の使用料に関しては見直している団体が多くございます。どこまでの何団体というところまでは、すみません、ちょっと今すぐに数字をお示しすることできないのですけれども、県内の流れとしてはやはりどの団体も見直しをしている状況にあるということは言えると

思います。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はございませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第91号 令和6年度鴻巣市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決及び認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時26分)



(開議 午後3時39分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第92号 令和6年度鴻巣市農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(中西) それでは、議案第92号について質問させていただきます。

全般的に令和6年度から公営企業会計となったということなのですが、この辺の変更による利点だとか課題とかはあったのかについてお伺いします。

(経営業務課長) 委員のご質問についてお答えをいたします。

まず、公営企業会計移行のメリットは、一言で言えば経営の透明化が図られることです。具体的には大きく2つございまして、1つ目に、公営企業の経営成績、損益情報や財政状態、ストック情報など、経営状況をより的確に把握することが可能となります。2つ目は、施設の更新など、計画的な整備を行う上で基礎情報となる資産の現状、施設の経済的価値や老朽化などの状況の適正な把握、投資資金の期間配分である減価償却費計上による料金対象原価の適正な計算などが可能となることです。課題としては、公営企業会計の移行により、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたって安定的に提供していくために、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、中長期的な視点に基づいて経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことが課題として挙げられます。令和6年度の決算は公営企業会計として初年度の決算でございましたので、経営成績などの分析が難しい面もございますが、今後も効率的な事業運営が図れるよう努力してまいります。

以上です。

(中西) それでは、次に行きまして、一般会計のほうから農業集落排水事業会計助成事業ということで9,500万円入っているのですけれども、これは下水道のときと同じで、国の基準による負担金と、あと補助金ということで、市の内部で必要額を財政と協議して決まっているという、そういう解釈でよろしいですか。

(経営業務課長) はい、中西委員のおっしゃるとおり、負担金と補助金は先ほどの公共下水道事業と同じような算定方法にのっとってしております。

以上です。

(中西) そうしますと、次に行きまして、3ページのところで、経費回

収率が56.19%というところで、先ほどの下水道のほうだと76.13というところだったので、大分低いのかなという感じはするのですけれども、この理由だとか課題感というところは教えていただければと思うのですけれども。

(経営業務課長) こちら56.19%というところなのですけれども、こちらはやはり使用料収入に対しまして汚水を処理する費用、こちらのほうが維持管理費用がちょっと大きくかかってしまっているというところが要因の一つとして分析をしております。

また、今後の展望というところなのですけれども、今後もやはり、まだ6年度で初めて決算をしたところではございますので、今後また維持管理費用を削減ができるものがあれば、どれだけ削減できるのか、使用料については、実際のところはもう既に整備は済んでおりますので、一定の使用料収入が見込まれるというところは、あまりそこの増加というところは見込めない部分もございますので、いかに効率的に事業を運営していくかというところが課題というふうに捉えております。

以上です。

(藤村) では、議案第92号について、事業の農業集落排水事業について質問させていただきます。

先ほど前任者の質問で、市の負担金と補助金で9,500万円ということなのですけれども、この9,500万円というのは具体的に排水事業のどのような事業に使われたのか、もし分かれば具体的に説明願います。

(下水道課長) 農業集落排水事業の支出としましては主に管渠費と処理場費、こちらの中身についてちょっと説明をさせていただきます。

管渠費では、マンホールポンプ施設の修繕、これはフロートスイッチ、水位を感知してマンホールポンプを動かし出すためのスイッチですけれども、これが老朽化により故障していたもの、これを交換修繕しております。また、汚泥や油等の付着が多いマンホールについて清掃を、4か所のマンホールについて清掃を実施しております。

また、処理場費では、笠原地区、笠原第二地区、郷地・安養寺地区、上会下地区、これら4つの農業集落排水処理施設の保守業務や、また各施

設とも老朽化した機械が増えてきており、老朽化して機能に支障が出る前に機器の修繕という形で、先ほどの雨水ポンプ場と同じような形で保守点検業者からの状態監視のもの、また時間計画で壊れる前に修繕という形で修繕を行っております。

以上です。

(藤村) この事業の目的としては、農村地域の水質保全と生活環境の改善を目的としていると思うのですが、6年度については、その改善というか、どの程度の成果があったか伺います。

(下水道課長) 先ほどお答えさせていただいた、まずマンホールポンプ施設の修繕や清掃を行うことで処理場まで適切に汚水を送るという、こちらを図っております。また、水質につきまして、ポンプ場の施設を健全に保つことによって水質の確保ということで行っております。水質につきましては、保守点検業者の中で、業務委託の中で定期的に水質を行っております、おおむね良好な水質の確保は図れていると考えております。

以上です。

(藤村) 今後、老朽化施設の更新ですか、だんだんと老朽化していくと思うのですけれども、その更新料や維持管理を含めた財政負担というのかな、今後の見通しというのはどのように考えていますか。

(下水道課長) おっしゃるとおり、施設の老朽化が進むことで財政負担は今後大きくなることが想定されております。そのために令和2年度に最適整備構想を策定し、農業集落排水の今後の維持管理について、費用の平準化を図り、国庫補助金の活用と計画的な老朽化対策を進めることで財政負担の軽減に努めております。

以上です。

(藤村) 決算書で1点なのですけれども、ちょっと気になったところがありまして、21ページなのですけれども、21ページの総係費の手当が予算額だと220万で、実際の手当が120万で、100万減になっているのですけれども、これは職員に何かあったのでしょうかという質問なのですけれども。

(経営業務課長) こちらは、特に何か特別なことがあったわけではなくて、こちらの農業集落排水事業会計は1名分の人件費なのですけれども、そちらのほうの執行で、結果として手当がこの127万2,244円の執行だったというところで解釈しております。

以上です。

(藤村) そのことによって事業に影響があったとか、そういうことはないということでおよろしいですか。

(経営業務課長) おっしゃるとおりで、特に影響はございません。

以上です。

(秋谷) 業務の概況のところで、処理区域内人口が76人減って、水洗化人口は52人減ったわけなのですけれども、これ最大限多かったときの人口ってデータありますか。特別会計の時代のやつだね。あるかな。

(経営業務課長) すみません。水洗化人口の推移であれば、令和2年度からであればデータがございますので、そちらのほうで答弁させていただきます。

順番に申し上げます。令和2年の水洗化人口が2,495人、令和3年が2,476人、令和4年が2,439人、令和5年が2,402人、令和6年が2,350人。以上です。

(秋谷) そうすると、かなり郷地、笠原、安養寺、上会下地域の人口が減ってきて、当然集落排水自体の利用者も減ってきてているわけなのだけれども、施設自体の効率がすごくもったいないというのかな、一言で言えば効率が悪くなっているというふうに理解をするのだけれども、何か抜本的にこれを改善するすべというものはないものでしょうか。

(下水道課長) 施設の進め方について抜本的なというご質問で、お答えになるかというところもあるのですけれども、下水道課では、農業集落排水事業の運営について、施設の老朽化に伴う修繕費用の増加や人口減少に伴う使用料収入の低下など、経営環境は厳しさを増しており、より一層の効率的な事業運営が求められていると考えております。

このような中で、本市では、令和2年度に策定した最適整備構想に基づき、農業集落排水施設の広域化、共同化の検討を行い、昨年度、令和6

年度に公共下水道全体計画区域の見直しを行いました。この中で、笠原地区、笠原第二地区、郷地・安養寺地区の3地区については、将来公共下水道に接続することができる区域として、公共下水道の全体計画区域の中に指定をしております。今後、農業集落排水施設の利用者の皆様のご意見も伺いながらになろうかと思いますけれども、公共下水道への接続についての検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

(秋谷) 公共下水に接続するか、それとも各ご家庭で合併処理浄化槽に切り替えていただかかという選択肢になってくるだろうとは思います。問題は、どちらかの方策をどういった状況になったときに選択することになるのかという検討というものはされているのでしょうか。例えば処理場の一つがメンテナンスにかける費用が甚大になってしまってからでは、ある意味では無駄な投資になってしまって、そうなる以前に接続なり合併処理浄化槽なりに切り替えるという何かしらの基準を持ったほうがいいと思うのですけれども、そういった検討というものはされるのでしょうか。

(下水道課長) 委員おっしゃるとおり、更新に係る費用というのはかなり大きなものになります。更新を行った後に公共下水道の切替えという形になると二重投資になる心配もございます。そうならないように、計画的な切替えというものは必要かと考えております。その中で、先ほども申し上げました最適整備構想の中で笠原地区、笠原第二地区については、既に一度機能強化という形で施設の長寿命化の修繕等を行っております。郷地・安養寺地区についてはまだ今後、行っていないところで、郷地・安養寺地区の大きな改築より前に公共下水道への接続ということで、まず初めに郷地・安養寺地区から公共下水道への切替えを進めていきたいという考え方ではいるところですので、今後地域の方々の声も聞きながら、その辺、事業のほうを進めていければというふうに考えています。

以上です。

(秋谷) 笠原の第一、第二と郷地・安養寺については結構ですけれども、

上会下地域はどういうふうにご対応されるお考えか、もし今の時点であればお伺いしたいのですけれども。

(下水道課長) 上会下地区については、地理的な条件から公共下水道の接続というのが難しい地域ではあります。その中で、今後、委員おっしゃられたように元の形、浄化槽に戻すというのも一つの手段かと思いますけれども、農業集落排水事業にご協力いただいて進めてきている中でまた元に戻すということは最善の方法なのか、それについては今後検討する必要がありますし、上会下については行政区をまたいだ形でお隣の市で農業集落排水やっている市もありますので、そういうところも含めての検討も一つの方法かなとは考えておりますので、今後その辺も含めて検討を進めていければと考えております。

以上です。

(秋谷) 次に、さっき説明があったところで、令和6年の企業会計に変わるだけのときに発生するその他の特別損失、この503万9,700円というのは6年度限りということでしたけれども、具体的にどういう理由というか、使途、中身とかがあったのか教えていただけますか。

(経営業務課長) それでは、その他特別損失、令和6年度のみ発生した内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず、こちらが大きく4点ございます。まず、1点目が退職給付引当金というところで、こちらは仮に年度末に自己都合で退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額というものを引当金として計上するために、まずはこれを費用として、内訳としましては342万円、こちらの計上というところで、実際にお金が出ているものではないのですが、費用として支出として計上するというものがまず1点ございます。

続きまして、あとは貸倒引当金というところで、こちらが2万7,000円。こちらが実際今回、令和6年度に生じた不納欠損のものについてですけれども、こちらのものを一時的に引き倒れ金というところで、こちらも費用のほうを計上しております。

3つ目が期末、勤勉手当、これは令和6年の6月に支給をするものなのですけれども、これが企業会計になることによって期間の計算が若干異

なってまいりますので、その分を一部計上しているものでございます。同じ内容のものなわけですけれども、期末、勤勉手当と併せて職員の共済組合というところにも負担金を支払っているのですけれども、それも同じような理由で、そちらも8万9,000円計上してございます。

あと、最後、5点目ですけれども、最後は令和5年度の消費税の納付予定額ということで、こちらも一時的に臨時的な費用として計上ということでしたので、こちらも103万7,700円、こちらを計上してございます。こちらの合計、全てを合わせますと503万9,700円という形になってございます。

以上です。

(秋谷) 21ページのところで、営業費用の中の処理場費で委託料が2,187万1,675円かかっているのですけれども、この中身をちょっと詳しく教えていただきたいのです。というのは、私の以前の認識だと、もし処理場費の委託といったら、この4か所の、笠原第一、第二と郷地・安養寺と上会下の処理の委託費でここまでかかっていたかなというのがちょっと、認識が間違ってしまっているかもしれないで、ちょっと詳しく教えてもらえたたらと思います。

(下水道課長) 処理場費の委託料の内訳ですけれども、まず1つが4施設、各組合にお願いしている委託料、こちらの額が……すみません、順番をちょっと変えさせてもらいます。まず初めに、郷地・安養寺と上会下地区のクリーン施設の保守業務委託料が966万6,600円、約1,000万です。同じく笠原地区と笠原第二、これで990万。この2件で約2,000万かかっているという状況で、そのほか組合のほうにお願いしているもの、また自家用電気工作物の業務委託という形で、上会下地区に発電機が入っていますので、そちらの関係の自家用電気工作物の保安管理業務委託。また、各処理場の不具合等が発生した場合に緊急対応業務委託という形でお支払いしているもので合計して2,187万1,675円となっております。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第92号 令和6年度鴻巣市農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決及び認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

次に、所管事務調査についてお諮りいたします。上下水道事業に係る調査及び研究について、所管事務調査の調査案件としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

よって、上下水道事業に係る調査及び研究に関する事項について、所管事務調査の調査案件とすることに決定をいたしました。

続いて、ただいま決定されました所管事務調査の特定事件について、十分な調査及び研究を行うため、閉会中の継続審査としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、所管事務調査の特定事件について、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

これをもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長にご一任願います。お疲れさまでした。

(閉会 午後4時19分)